

2025年度
Academic Year 2025

静岡大学大学院自然科学系教育部

(後期 3 年博士課程)

Shizuoka University, Graduate School of Science
and Technology, Educational Division
(3-year Doctorate Course)

学 生 便 覧
Student Handbook



静岡大学創造科学技術大学院
Shizuoka University, Graduate School
of Science and Technology

学 年 暦
Academic Calendar

前学期 1 st term	4 月 1 日から 9 月 30 日まで April 1 to September 30
後学期 2 nd term	10 月 1 日から 3 月 31 日まで October 1 to March 31
夏季休業 Summer vacation	前学期試験終了日の翌日から 9 月 15 日まで After 1 st term exams, through September 15
冬季休業 Winter vacation	集中講義終了日の翌日から翌年 1 月 5 日まで After intensive course, through January 5
春季休業 Spring break	3 月 24 日から 3 月 31 日まで March 24 to March 31

授業時間
Class periods

昼間コース Day courses

時限 Class periods	授業時間 Hours
1・2 時限 1 st and 2 nd period	8 : 40 ~ 10 : 10
3・4 時限 3 rd and 4 th period	10 : 20 ~ 11 : 50
5・6 時限 5 th and 6 th period	12 : 45 ~ 14 : 15
7・8 時限 7 th and 8 th period	14 : 25 ~ 15 : 55
9・10 時限 9 th and 10 th period	16 : 05 ~ 17 : 35

目 次

Table of Contents

I	大学院自然科学系教育部の内容 About the Graduate School of Science and Technology, Educational Division	
1	目的と養成する人材像 Our Goal	5
2	教育部の構成 Departments of the Educational Division	5
II	修了要件について About Completion Requirements	
1	修了要件 Completion Requirements	6
2	修了に必要な履修科目単位数 Number of Course Credits Needed for Degree Completion	6
3	履修上の注意 Special Notes for Selecting and Attending Classes	7
III	授与する学位 Award of Degree	8
IV	副指導教員制について Assistant Supervisers	9
V	履修方法 Attending Classes	
1	授業科目の区分等について Subject Classifications	10
2	各授業科目の内容について Descriptions of Subjects	11
VI	創造科学技術研究部について About Graduate School of Science and Technology, Research Division	13
VII	就学上の留意事項 Important Notes on Attending the School	

1	両キャンパス共通事項	15
	Matters Common to Both Campuses	
2	浜松キャンパスに関する事項	25
	Matters Specific to Hamamatsu Campus	
3	静岡キャンパスに関する事項	31
	Matters Specific to Shizuoka Campus	

VIII 諸規則等

Rules and Regulations

1	国立大学法人静岡大学学則	36
	National University Corporation Shizuoka University, Rules and Regulations	
2	静岡大学大学院規則	52
	Shizuoka University Graduate School, Rules and Regulations	
3	静岡大学学位規程	70
	Shizuoka University, Rules and Regulations Regarding Degree	
4	静岡大学創造科学技術大学院規則	80
	Shizuoka University, Graduate School of Science and Technology, Rules and Regulations	
5	静岡大学環境マイスターの称号授与に関する規則	91
	Rules for Awarding the Title of Shizuoka University Environmental Leader (ELSU)	
6	関係法令	96
	Applicable Laws and Regulations	
7	静岡大学天城フィールド・セミナーハウス利用規程	98
	Guidelines for Use of the Shizuoka University, Amagi Field Seminar House	
8	静岡大学佐鳴会館利用規程	99
	Guidelines for Use of Shizuoka University, Sanaru Hall	

IX 建物配置図

Campus Map

	浜松キャンパス	102
	Hamamatsu Campus	
	静岡キャンパス	103
	Shizuoka Campus	

静岡大学の理念と目標

理念「自由啓発・未来創成」

静岡大学は、旧制の静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校、浜松工業専門学校(旧浜松高等工業学校)の統合(1949年)と静岡県立農科大学の移管(1951年)を経て誕生しました。統合前の前身校では、いずれも大正デモクラシー下の自由な社会の雰囲気を背景として、学生の主体性に重きをおく教育方針がとられました。なかでも浜松高等工業学校では、「自由啓発」という理念のもと、学生たちを試験や賞罰によって縛るのではなく、できる限り自由な環境のなかに置き、ひとり一人の個性を尊重することを通してその才能を発揮させることをめざす教育が行われていました。

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠であり、時代を越えて受け継がれるべきものです。静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。

静岡大学は、以上のような意味での「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献していきます。

教育の目標

○多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。

○上記の人材を育成するために、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組を進めます。

研究の目標

○真理を探究する基礎研究から技術開発や課題解決のための応用研究にわたる独創的な研究を推進し、研究成果を国際社会や地域社会及び産業界に還元することにより、人類の知及び学術文化の継承と発展に貢献します。

○地域の知の拠点として、多様な研究を通して地域社会の発展に貢献するとともに、世界をリードする研究に取り組み、研究上の強みと特色のある分野では世界的研究拠点の形成を目指します。

社会連携・産学連携の目標

○社会の中の一員として、社会に開かれた教育研究を推進するとともに、社会が直面する課題に協働して取り組み、成果の発信と共有及び知と価値の共創を通して社会に貢献します。

○地域社会と学生・教職員が相互に啓発しあう関係を構築するとともに、地域との協働による課題解決を通して、地域社会の価値の創造と持続的な発展に貢献します。

○地域イノベーションをリードする人材の育成や産官学連携による共同研究、ベンチャー企業の活動支援等を通して、地域の新産業・雇用の創出に貢献します。

国際連携の目標

○諸外国と学生・教職員の幅広い交流や留学生の積極的な受入れを通して、グローバルに活躍できる人材を育成し、大学の国際化を推進します。

○地域社会に根ざした国際連携を推進し、地域と手を携えながら、地域社会とアジア、そして世界とをつなぐ、人や文化・産業の橋渡しの役目を果たします。

大学運営の目標

○「自由啓発・未来創成」の理念のもと、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の目標を達成するため、経営基盤の効率化と適正化を図り、学問研究の自由を尊重した透明性の高い大学運営を行います。また、国立大学としての社会的役割を果たすため、学生・教職員が持てる力を十分に発揮できる環境の維持に努めるとともに学内外からの意見や批判を積極的に受け止め、社会に開かれた大学を目指します。

自然科学系教育部のアドミッションポリシー

【育てる人間像】

特化した専門領域に関する深い知識と時代に対応した幅広い素養を有し、地域社会や国際社会の期待に応えられる高度先端技術者及び研究者を育成します。

【目指す教育】

体系化された専門科目のみならず、進展が期待される周辺分野の知識を学ぶ「新領域科目」や社会的ニーズに対応した「基盤の共通科目」などの「T字型教育」を行うとともに、創造力、自己解決力、コミュニケーション能力を有した人材の養成を目指した教育を実践します。

【入学を期待する学生像】

1. 高い向学心をもって自然科学の真理の探究にあたることができる人、
2. 何事にも諦めず、チャレンジ精神をもって問題に対処できる人、
3. リーダーシップを発揮し、かつ協調性をもって物事に対処できる人の入学を期待します。

【入学に必要とされる資質・能力】

自然科学系教育部が行う入学者選抜試験は、修士の学位又は専門職学位を有する者（修了見込みも含む）及びそれらと同等以上の学力があると認めた者を対象として行われます。一般入試、社会人入試、及び外国人留学生入試では、修士論文又は研究業績の発表に関連する学力検査・口述試験及び出身大学院専攻の基礎科目に関連する学力検査・口述試験を行い、博士課程での教育研究遂行能力を判定します。入学を期待する学生像として、1) 自由啓発と未来創成の高い向学心をもって自然科学の真理の探究にあたり、2) 何事にも諦めず、チャレンジ精神をもって問題に対処でき、さらに3) リーダーシップを発揮し、かつ協調性をもって物事に対処できる人材をアドミッション・ポリシーに掲げています。入学試験では、研究遂行に必要な学力のみならず、それらの資質・能力についても口述試験により評価します。

Admissions Policy of the Graduate School of Science and Technology, Educational Division

Shaping our students

We train high-tech engineers and researchers who learn in-depth knowledge of specialized disciplines and obtain a broad-based education that enables them to meet the needs and expectations of the community and international society.

Educational objectives

The graduate school provides a *T-style of education* in which specialized courses and courses in relevant new emerging areas (the vertical bar of the T) are combined with broad-ranging general courses enabling students to better contribute and meet the needs of society (the cross bar of the T), while nurturing individuals who exhibit creative energy, self solving ability, and communication skills.

Type of students we are looking for

The graduate school is looking to admit students

1. who are passionately committed to the pursuit of new knowledge and truth in the natural sciences,
2. who never give up and are self-motivated and challenged to take on tough issues, and
3. who demonstrate leadership coupled with a cooperative spirit in dealing with all kinds of situations.

Nature, capability needed for entrance

Qualified candidates for the Graduate School of Science and Technology, Education Division are those who have completed or are expected to complete a Master' s Degree or a Professional Degree, and those who are recognized as having a scholastic aptitude equal to or higher than a Master' s degree. In the selection examination for general, working, and foreign students, applicants are given an achievement test and an oral exam relevant to the presentation of the Master' s thesis or research record, as well as those related to basic subjects of the applicant' s major in a previously-completed graduate course.

Through this selection process, the applicants are assessed for their ability to carry out the study and research in the Doctoral course. The graduate school is looking to admit students (1) who are passionately committed to the pursuit of new knowledge and truth in the natural sciences, (2) who never give up and are self-motivated to take on tough issues, and (3) who demonstrate leadership coupled with a cooperative spirit in dealing with various situations. Oral exams administered in the selection process are designed to evaluate the aforementioned personal qualities and aptitude as well as academic abilities required in doctoral study.

I 大学院自然科学系教育部の内容

About the Graduate School of Science and Technology, Educational Division

1 目的と養成する人材像

Our Goal

自然科学系教育部（以下「教育部」という。）は、地域特性と時代的ニーズに特化した教育を行い、深い専門知識と時代に即応した幅広い素養及び国際性豊かな知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成することを目的とする。

The goal of Shizuoka University, Graduate School of Science and Technology, Educational Division (hereinafter referred to as "Educational Division") is to provide an education that focuses on local characteristics and contemporary needs, and to foster highly technical experts and researchers who possess in-depth expertise and a wide spectrum of knowledge that meets the needs of the times as well as international sensibility.

2 教育部の構成

Departments of the Educational Division

教育部を構成する専攻は、次のとおりである。

The Educational Division consists of the following departments:

- ナノビジョン工学専攻
Nanovision Technology
- 光・ナノ物質機能専攻
Optoelectronics and Nanostructure Science
- 情報科学専攻
Information Science and Technology
- 環境・エネルギーシステム専攻
Environment and Energy Systems
- バイオサイエンス専攻
Bioscience

Ⅱ 修了要件について

About Completion Requirements

1 修了要件

Completion Requirements

修了認定は、3年以上在学し所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

In order for a student to be conferred with his/her degree, he/she must attend the graduate school for 3 or more years, earn the designated number of credits, and pass his/her doctoral dissertation and final exams after receiving necessary research guidance. However, for those who demonstrate outstanding research performance during their period of attendance, one year (or three years total for those who have completed their master's degree or the early portion of their doctoral degree after two years or less of graduate school attendance) or more of graduate school attendance will suffice.

2 修了に必要な履修科目単位数

Number of Course Credits Needed for Degree Completion

必修	選択必修	履修単位	合計
	開講単位		
・演習：2単位 ・特別研究：3単位	・専門科目 （各専攻の開講単位内訳） ナノビジョン工学専攻 10単位 光・ナノ物質機能専攻 8単位 情報科学専攻 18単位 環境・エネルギーシステム専攻 12単位 バイオサイエンス専攻 8単位	2単位以上	11単位以上
	・共通科目（短期集中型講義）：30単位 （内訳） 総論 10単位 新領域 9単位 基盤的共通科目 8単位 ・特別講義： 1単位	4単位以上	

Required courses	Required Electives	Required No. of Credits	合計
	Courses and Credits		
・ Exercise: 2 credits ・ Special Research: 3 credits	・ Specialized subjects (Breakdowns of credits for each department) Nanovision Technology 10 credits Optoelectronics and Nanostructure Science 8 credits Information Science and Technology 18 credits Environment and Energy Systems 12 credits Bioscience 8 credits	2 credits or more	11 credits or more
	・ Common subjects (short-term intensive seminars): 30 credits (Breakdowns) General topics 10 credits New fields 9 credits Basic common subjects 8 credits ・ Special lectures: 1 credit	4 credits or more	

※ 1 「特別研究」の担当教員は、指導教員である。

"Independent Research" is taught by the supervising faculty member.

※ 2 授業科目名は、創造科学技術大学院規則の別表 I を参照すること。(P.84)

For the names of subjects, see Appendix 1 of the "Graduate School of Science and Technology, Rules and Regulations" on page 84.

3 履修上の注意

Special Notes for Selecting and Attending Classes

(1) 履修の方法

Attending Classes

各授業科目等は原則として「Web 上のシラバス」に掲載されている開講学期等により開講されるが、学生の希望によっては変更することがある。静岡キャンパスに就学する学生が浜松キャンパスで開講予定の授業科目を履修希望する場合、あるいはその逆の場合は、開講前に当該授業担当教員に申し出ること。

Although classes are usually offered according to the course period indicated on the web version of the syllabus, some changes may occur according to the wish of attending students. If a student of Shizuoka Campus wishes to take a class offered in Hamamatsu Campus, or vice versa, he/she should contact the instructor of the class before the class starts.

(2) 受講申請

Registering the Classes

受講する授業科目は、履修年度の初めに履修登録を行うこと。詳細は、入学時のガイダンスで説明します。

Students must register for classes via System at the beginning of the year. More details will be given at the new student guidance session.

(3) 定期試験及び成績の評価

Evaluation of Term Examinations and Academic

定期試験は適宜実施する。

受講した授業科目（演習・特別研究を含む。）の成績は、秀・優・良・可・不可の標語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

Term examinations will be given at the appropriate time.

Academic performance in the classes taken, including the workshop and the independent research, are evaluated and given "Outstanding (秀, or *shu*)", "Excellent (優, or *yu*)", "Good (良, or *ryo*)", "Fair (可, or *ka*)", or "Fail (不可, or *fuka*)"; "Outstanding", "Excellent", "Good", and "Fair" are passing grades.

(4) 問い合わせ

Inquiry about Classes

履修に関し、疑問がある場合は、浜松キャンパスは事務部（博士教務係）に、静岡キャンパスは事務部分室（理学部学務係）に問い合わせること。

成績評価にかかる疑義があるときは、授業担当教員に申し出ること。教員の説明で解決が得られなかった場合は、事務部または事務部分室に申し出ること。

If you have any questions about registering and taking classes, the students of Hamamatsu Campus should contact the Administration Office (Educational Affairs Unit, Doctoral Course called *Hakasekyoumu Gakari*): the students of Shizuoka Campus should contact the Administration Office (Faculty of Science, Student Affairs called *Gakumu Gakari*)

If you have any questions about your grades, you should contact the teacher in charge of the class. If that could not be resolved, you should contact the Administration Office in your Campus.

Ⅲ 授与する学位

Award of Degree

授与する学位は博士とし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育研究の内容により次のいずれかとする。

Upon completion of the course, students are awarded with a doctoral degree. The major

indicated on the degree will be one of the following depending on the nature of the student's education and research.

- 学術 (Philosophy)
- 理学 (Science)
- 工学 (Engineering)
- 情報学 (Informatics)
- 農学 (Agriculture)

Ⅳ 副指導教員制について

Assistant Supervisors

本大学院では学生の教育研究活動が円滑に行えるように副指導教員制を導入しています。副指導教員は2名で、そのうち1名は所属する専攻の教員であり、研究 課題の選択、研究活動、また論文作成などに際して主指導教員とは別の視点から指導を行い、より幅広い教育の支援を行います。もう1名の副指導教員は、教育研究活動が円滑に行えるように指導あるいは助言を行います。

At Shizuoka University, Graduate School of Science and Technology, assistant supervisors are assigned in order to facilitate the educational and research activities. Two assistant supervisors are assigned. One assistant supervisor, who is attached to the applicable department, provides guidance in research topic selection, research activities, doctoral dissertations, etc. from a perspective different from that of the main supervisor, giving students greater breadth of educational support. The other assistant supervisor provides students with guidance or suggestions on educational research activities.

V 履修方法

Attending Classes

1 授業科目の区分等について

Subject Classifications

(1) 講義・演習科目として

Lectures and seminars

「専門科目」、「特別講義」、「演習」

Specialized Courses, Special Lectures, Exercises

(2) 幅広い知識の獲得のための短期集中型講義

Short-term intensive seminars for acquiring broad knowledge

「総論」、「新領域」、「基盤の共通科目」

General Topics, New Fields, Basic Common Subjects

(3) 博士論文作成のため

For the doctoral dissertation

「特別研究」

Special Research

○各学年における学位取得までの標準的な履修プログラム

Standard Academic Program for Degree Completion

《1 年次・2 年次》

《First and Second Years》

- ・「専門科目」の履修
- ・ Specialized courses
- ・ 短期集中型講義の「新領域」、「基盤の共通科目」、専攻の研究分野の総合的な理解を得るための「総論」の履修
- ・ Short-term intensive seminars in New Fields, Basic Common Subjects, and General Topics to again a comprehensive understanding of one's specialized field
- ・ 「特別講義」による最先端の研究・技術開発の動向等の把握
- ・ Special Lectures to identify leading trends in research and technology developments

《3 年次》

《Third year》

- ・「特別研究」と「演習」の履修
- ・ Special Research and Exercises
- ・ 博士論文の作成
- ・ Preparation of doctoral dissertation

2 各授業科目の内容について

Descriptions of Subjects

(1) 「専門科目」(1 単位または 2 単位)

Specialized Subjects (1 or 2 credits)

受講生は、講義内容の理解を深めるために予習・復習を必要とする。

Students must prepare and review the material covered to gain a thorough understanding of the course content.

(2) 「共通科目 (短期集中型講義)」(1 単位または 2 単位)

Common Subjects (Short-term Intensive Seminars) (1 or 2 credits)

専攻が履修指導する専門科目に関連する分野の講義の受講が中心となるが、専門分野以外の複数の授業科目の受講ができ、自らの専門及び教養の幅を広げることが可能である。

短期集中型講義には「総論」、「新領域」、「基盤の共通科目」の 3 つのカテゴリーがある。これらのカテゴリーの概要は次のとおりである。

Students will primarily take short-term intensive seminars in topics related to their major, but they can also take several seminars outside of their major to expand their knowledge of related fields and their general breadth of knowledge.

Short-term Intensive Seminars are divided into three types based on the topics covered: General Topics, New Fields, and Basic Common Subjects. These three categories are outlined below.

《総論》(各 2 単位)

"General Topics" (2 credits each)

「専門科目」のエッセンスを集めることにより、各専攻がカバーする研究分野を理解する上で必要な基礎知識を講義し、狭くなりがちな研究分野の間口を広げる。

By focusing on the essential components of the Specialized Subjects, these seminars cover basic knowledge necessary for understanding the research fields covered by each major, and offer students exposure to a broader range of research fields than otherwise confined within their majors.

《新領域》(1 単位または 2 単位)

"New Fields" (1 or 2 credits)

今後、関係が深まりかつ進展が期待される周辺分野の知識を学び、研究分野の間口を

更に拡張する。浜松キャンパスと静岡キャンパスの担当教員が相互に協力して、他分野・他専攻の学生向けの「新領域」を担当する。

Students acquire knowledge of areas that are closely connected to their field of study in which future important developments are expected. This offers students a greater breadth of knowledge within their field of research. The professors at both Hamamatsu and Shizuoka Campuses cooperate with one another to offer lectures in New Fields for students in different fields and majors.

《基盤の共通科目》（各1単位）

"Basic Common Subjects" (1 credit each)

21世紀の科学技術に関しては、知的財産の所属をめぐる競争・紛争が国際レベルでますます熾烈化するものと予想され、21世紀に生きる研究者・技術者には地球環境保全と人類福祉への思慮分別が求められる。このような課題に 대응えられる人材を育成するために、「基盤の共通科目」として、知的財産論、生命倫理、科学技術文書表現法等の授業科目を開設する。

With international competition and conflict concerning ownership of intellectual property in the fields of science and technology expected to grow even fiercer in the 21st century, contemporary researchers and engineers need to have a fundamental respect for global environmental preservation and human welfare. To produce people who can deal with these types of issues, the graduate school offers courses on such Basic Common Subjects as Intellectual Property, Bioethics, and Science and Technology Paper Compilation Methods.

(3) 「特別講義」(各1単位)

Special Lectures (1 credit each)

国内外の著名な研究者による招待講演や特別に依頼する講義を積極的に受講することにより、専門分野における高度な知識及び最先端の研究情報の習得が可能になる。

Students are encouraged to attend guest lectures conducted by prominent researchers both inside and outside of Japan and other specially arranged lectures. These opportunities enable students to obtain advanced knowledge and cutting-edge information in their fields of specialization.

(4) 「特別研究」

Special Research

指導教員の指導に基づき、博士論文作成のための研究を行う。

Students conduct research for the doctoral dissertation in accordance with the guidance by the supervising faculty member.

(インターンシップ)

(Internships)

我が国の産業界においてますます熾烈化する国際的な競争にうち勝って成長するた

めには、優れた資質を備えた高度先端技術者として産業界から歓迎される存在でなければならない。これには、在学中から産業界と緊密に連携し、産業界が抱える技術開発の課題を知ること、自らの研究の位置付けと価値を明確化することが肝要である。

このため、企業等に一定の期間集中的に学生を派遣する「インターンシップ」を「特別研究」の中に積極的に取り入れ、この経験を通して、学生の研究や教育への意欲を高めると同時に就職において有利な位置に立つことを期待する。

In order to be a successful member of Japanese industry and to achieve growth in an increasingly competitive international environment, an engineer must be welcomed and valued by the industrial sector for his/her high expertise and skills. This is why it is vital that engineers form close ties with the industrial sector from as early as their graduate school years and ensure the importance and value of their own research by being familiar with the technological development issues being faced by industry.

To do this, students can take advantage of internships that give them opportunities to work at companies for a specific period of time as part of their independent research. Their experiences are likely not only to increase their level of interest in their academic research and education, but also to offer some advantages in their job search after graduation.

3 他専攻専門科目の履修について

Taking specialized courses in other majors

他専攻の専門科目を履修しようとするときは、授業担当教員と指導教員に許可を得たうえ、「他専攻専門科目履修申請書」を各キャンパスの事務部に提出すること。手続きを行うことで、修得した単位は博士後期課程修了の単位として認定され、共通科目の単位数に含めることができる。手続きを行わない場合は、博士後期課程修了の単位として認定されない。

When attempting to take specialized courses from other majors, obtain permission from the instructor of the courses and your supervisor, then submit the "Application Form for Specialized Subjects in Other Majors" to the administrative office on each campus. By completing the procedures, the credits will be recognized as credits toward completion of the doctoral program and can be included in the number of credits for common subjects. If you do not complete the procedures, the credits will not be recognized as credits for the completion of the doctoral program.

VI 創造科学技術研究部について

About the Graduate School of Science and Technology, Research Division

教育部を指導する教員は、教員組織である創造科学技術研究部に所属し、本研究部は、浜松研究院（浜松キャンパス）及び静岡研究院（静岡キャンパス）で構成される。

The professors who are part of the Educational Division are formally affiliated with the Graduate School of Science and Technology, Research Division. The Research Division is comprised of the Hamamatsu Research Center on the Hamamatsu Campus and the Shizuoka Research Center on the Shizuoka Campus.

○研究部の構成 - 創造科学技術研究部 -

Organizational Structure of the Research Division - Graduate School of Science and Technology, Research Division -

浜松研究院（浜松キャンパス） Hamamatsu Research Center (Hamamatsu Campus) ナノビジョンサイエンス部門 Department of Nanovision Science オプトロニクスサイエンス部門 Department of Optoelectronic Science インフォマティクス部門 Department of Informatics ナノマテリアル部門 Department of Nanomaterials エネルギーシステム部門 Department of Energy Systems	
静岡研究院（静岡キャンパス） Shizuoka Research Center (Shizuoka Campus) 統合バイオサイエンス部門 Department of Integrated Bioscience 環境サイエンス部門 Department of Environmental Science	ベーシック部門 Basic Sections

Ⅶ 就学上の留意事項

Important Notes on Attending the School

この学生便覧のほか、就学上の留意事項については、本学公式ウェブサイトの学生生活ポータルから確認してください。

<https://www.shizuoka.ac.jp/education/campuslife/student-life-portal/>

In addition to this Student Handbook, please refer to “the Student Life Portal “ on the University's official website for other important information regarding study at the University.

<https://www.shizuoka.ac.jp/english/campuslife/student-life-portal/>

1 両キャンパス共通事項

Matters Common to Both Campuses

(1) 指導教員について

Supervising Faculty Member

（主・副）は、勉学・研究その他学生生活全般についての相談者なので、遠慮なく相談すること。

なお、健康に関する事項については保健センターに、また、学生相談室でも相談にのることができるので、必要に応じて利用すること。

Supervising faculty members (main and assistant supervisors) are assigned to help students in academic work, research, and other matters relating to student life in general. Do not hesitate to consult with them.

For matters concerning health, the Medical Care Center and the Student Counseling Room are also available to provide consultation. Please do not hesitate to use these services.

（学生相談室の場所）

(Location of the Student Counseling Room)

<浜松キャンパス>

<Hamamatsu Campus>

工学部 7 号館 3 階（エレベーターの隣の部屋）

Faculty of Engineering, Building. 7, 3rd floor (the room next to the elevator hall)

<静岡キャンパス>

<Shizuoka Campus>

共通教育 A 棟 5 階（エレベーターの前）

Kyotsu Kyoiku A Building, 5th floor (the room in front of the elevator hall)

(2) 学生に関する連絡事項について

Information for Students

連絡事項はすべて掲示により行うので、各キャンパスの大学院用掲示板を毎日見るこ

と。掲示場所については、各キャンパスの固有事項を参照。

All notices and information for students are posted on the bulletin board. Students should check the on-campus bulletin board at the graduate school every day. For the location of the bulletin board, refer to the later section in this Handbook explaining the matters specific to each campus.

(3) 授業料について

Tuition

静岡大学では、「授業料の代行納付制度」(口座振替)を実施している。この制度は、大学の指定した金融機関が、学生本人名義の口座から授業料を引き落として大学に納入するものである。

前期分授業料の引き落とし日は当該年度の4月の最終営業日、後期分授業料の引き落としは、当該年度の10月の最終営業日となるので、前日までに入金を済ませておくこと。

納期までに納入しない場合は保証人に督促し、年度内に納入しないと除籍処分となる。

授業料の納入告知は、掲示にて通知する。

Shizuoka University collects tuition through the Automatic Tuition Payment (*koza furikae*) system. In this system, a bank designated by the university transfers the due amount for the tuition from the student's bank account to the university's bank account.

The 1st term tuition is transferred from the student's bank account on the last business day of April, and the 2nd term tuition on the last business day of October of the applicable academic year. Please be sure that the sufficient balance is in the bank account by the previous day.

In case the tuition is not paid on the designated day, the student's guarantor will be asked to pay the tuition. The payment must be made within the applicable academic year, or the student will be expelled.

The notification of tuition payment will be posted on the bulletin board.

(4) 授業料免除

Tuition Waiver

授業料は、前期分については4月末日までに、後期分については10月末日までに納入しなければならないが、授業料免除の条件に該当する場合は、学期ごと学生本人の申請に基づいて選考の上、授業料の半額又は全額が免除されることがある。

詳しくは、「授業料免除申請のしおり」を参照すること。配布場所は各キャンパスの固有事項を参照。

The 1st term and 2nd term tuition must be paid by the last business day of April and October, respectively. However, if a student meets criteria for tuition waiver, he/she may apply for tuition waiver for the applicable term. If the application is accepted, the student is exempt from one half or all of the term's tuition.

For more information, refer to the "Guide for the Tuition Waiver Application (*jugyoryo menjo shinsei no shiori*)". For the location of the guide, refer to the later section in this

Handbook explaining the matters specific to each campus.

(5) 休学・復学・退学

Temporary Leave, Returning to School after Temporary Leave, Permanent Leave

① 休学・復学

Temporary Leave, Returning to School after Temporary Leave

病気や怪我、その他特別な理由のために2ヶ月以上修学することができないときは、「休学願」を各キャンパスの事務部に提出すること。所定の手続きで承認された場合は、休学が許可される。

病気・怪我の場合には医師の診断書の添付が必要である。休学期間は1年を超えることはできない。また、休学期間は在学期間には含まれない。

休学願の提出にあたっては、各指導教員及び各キャンパスの事務部に相談のうえ、修了が遅れる等の就学上の留意点の説明を受けること。

休学者が復学する場合は、「復学願」が必要である。休学及び復学の願い出は8月末日又は2月末日までに提出すること。

If a student is unable to attend school for 2 months or longer due to an illness, injury, or other special circumstance, the request for a temporary leave, or *kyugaku negai*, must be submitted to the Administration Office of the applicable campus. If the request is filed and accepted according to the procedure, permission for leave will be granted.

A certificate from a doctor is required in case of an illness or injury. The maximum period for temporary leave is one year. The period of temporary leave is excluded from the attendance period. Upon submission of the request for temporary leave, consult with the supervising faculty member and the Administration Office of the applicable campus and receive guidance on important matters, such as delay in the course completion.

When a student who has taken temporary leave is preparing to return to school, he/she must submit the request for returning to school, or *fukugaku negai*. The request for temporary leave or returning to school must be submitted by the last day of August or February.

② 退学

入学後に退学しようとするときは、指導教員に相談の上「退学願」を各キャンパスの事務部に提出すること。

Permanent Leave

Should a student wish to withdraw from the school permanently, he/she should first consult with the supervising faculty member and submit the request for a permanent leave, or *taigaku todoke*, to the Administration Office of the applicable campus.

(6) 長期履修学生制度

職業を有している等の理由により、最長6年間の長期にわたる教育課程の履修を申請できる。各キャンパスの事務部に相談すること。

Long-term Course Registration System

Students with special circumstances, such as those who have a full-time occupation, may apply for long-term course registration. The student may extend the course registration period up to 6 years. For more information, consult with the Administration Office in the applicable campus.

(7) 各種証明書の交付

Issuance of Certificates

証明書が必要なときは、使用予定の7日前までに申し込むこと。申し込みを忘れ、当日に依頼されてもほとんどの場合、対応できないので注意すること。

また、英文の証明書については、自動発行機で対応していないため、全て窓口で申し込むこと。

In case students need a certification document, apply for it at least 7 days prior to the date of use. Most requests made on short notice on the same day cannot be accommodated.

Certificates in English are not available at the automatic certificate machines, so students need to apply for all certificates at the counter.

① 成績証明書

Academic Transcript

交付願に所要事項を記入し、学生証を持参すること。受領の際にも学生証は必要である。

Fill out the request form, and show the student ID upon submission. The student ID is also required when the student receives the transcript.

② 旅客運賃割引証（学割）

Certificate of Student Discount for Transportation Fares

JRで片道100kmを超えて旅行するときは、旅客運賃割引証（学割）が使用できる。有効期限は発行の日を含めて3ヶ月。学内に設置された自動発行機を利用すること。

The student discount is applicable for JR tickets when a student is to travel one way for 100 km or more. The certificate is valid for 3 months from the date of issue. Use the automatic certificate machines located on campus.

③ 通学証明書

Certificate of Commuting

定期券等を購入する場合に必要となる。交付願に所要事項を記入して、学生証を添えて提出すること。この証明書の乗車区間は、自宅等の最寄り駅から大学に最も近い駅までである。通学以外の用途（アルバイト等）の場合は発行できない。

The Certificate of Commuting is required to receive a student discount on bus/train passes. Fill out the request form and show the student ID upon submission. The certificate is issued for the fare zone between the stops/stations closest to your home and the university. The certificate will not be issued for purposes other than commuting to school (e.g. commuting to

work) .

④ 在学証明書、修了見込証明書

Certificate of Enrollment, Certificate of Prospective Completion

学内に設置された自動発行機にて各自発行すること。

Use the automatic certificate machines located on campus.

(自動発行機の設置場所と稼働時間)

(Locations and hours for the automatic certificate machines)

<浜松キャンパス>

<Hamamatsu Campus>

S-Port エントランスホール 月～金 8:30～17:15

S-port 1st floor entrance hall : Mon-Fri 8:30-17:15

<静岡キャンパス>

<Shizuoka Campus>

共通教育A棟2階教務課発行機専用室内 月～金 8:30～17:00

Kyotsu Kyoiku A Building, 2nd floor automatic certificate machines room

Mon-Fri 8:30-17:00

⑤ 団体旅行申込書

Application for Group Excursion

教職員に引率された学生団体（8人以上）でJRを利用するときは、申し込み用紙をJRから受け取り、所要事項を記入の上、所定の期限内に申し込むこと。

In case 8 or more students, led by a faculty member (s) , plan to travel via JR, obtain the application form from JR, fill it out and submit the form by the due date.

(8) 生活上の諸注意

Considerations for Campus Life

学生一人一人が、キャンパスライフを快適に送るために、注意してほしい事項について以下に列挙する。

In order for each student to lead a pleasant campus life, the following consideration must be given.

① 騒音防止及び美化

Consideration on Noise Prevention and Clean Environment

大学は、学生には勉学の間であり、教員には教育・研究の間であり、事務職員には大学運営のための職務を行う場である。アンプ（マイク・スピーカー）類を使用している広報、演説、音楽活動等は、他に迷惑のかからない音量で行い、授業のない時間帯

でも騒音防止には十分な配慮をすること。特に音楽系サークルは音量に注意すること。

大勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てない。特に印刷物等が校舎内に散乱しないように努め、配布者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心がけること。また、備品（机、椅子等）を大切にし、整頓すること。各サークルの連絡、案内や学生相互間の連絡のための学生専用掲示板を設けているので、活用すること。この掲示板以外の場所に貼ってある掲示物等は、環境を良好に保つために撤去する。

The university is a place where students learn, faculty members conduct education and research, and administration staff performs duties for school operation. Publicity, speeches, or musical activities using microphones and amplifiers must be conducted with a restrained volume so as not to annoy others. Give enough consideration to noise control even outside class hours. The consideration on volume should apply particularly to music club activities.

A large number of students use the school facility. In order to maintain a clean environment, everyone on campus must make efforts to keep the environment clean. Everyone should be considerate so that printed materials are not scattered in buildings; anyone distributing printed materials must clean up after distributing them. School fixtures and equipment, such as desks and chairs, must be used with care and kept tidy. For communication regarding club activities and amongst students, use the students' bulletin boards. Anything posted outside the bulletin boards will be removed in order to maintain a clean environment.

② 喫煙と火気の注意

Smoking and Use of Fire

キャンパス内は禁煙となっている。講義室や廊下での喫煙及び火気の使用は絶対にしてはならない。

Smoking is prohibited in the university. Smoking and use of fire is strictly prohibited in lecture rooms and hallways.

③ 落とし物と拾得物

Lost and found

落とし物や忘れ物をした場合や、それらを拾得した場合は、速やかに各キャンパスの事務部に届け出ること。拾得物は所定の場所に展示するので、心当たりがあれば印鑑持参の上で、申し出ること。

In case your belongings are lost or misplaced or a lost item is found, promptly report it to the Administration Office of the applicable campus. Items found are displayed in a designated place. If you find your belongings amongst the displayed items, contact the Administration Office with your family seal (*inkan*) .

④ 盗難の防止と届出

Prevention and Report of Theft

貴重品、現金、自転車、バイク等の盗難が毎年多数発生している。学内（駐輪場を含む。）で盗難にあったとき、あるいは不審な人物をみつけたときは、直ちに教職員に届け出ること。以下に盗難防止の留意事項を列挙する。

Each year, a number of thefts occur and valuables, cash, bicycles, motorcycles, etc. are stolen. In case of a theft on campus, including bike parking areas, or if you witness a suspicious person or behavior, report it to the university staff immediately. The following precautions are advisable in order to prevent thefts:

○現金盗難防止のため、多額の現金を持ち歩かず ATM を利用することを勧める。

It is advisable not to carry a large amount of cash. Use ATMs instead.

(ATM（現金自動預金払出機）の設置場所と利用時間)

(Locations and hours of ATM)

<浜松キャンパス>

<Hamamatsu Campus>

南会館玄関脇：スルガ銀行・静岡銀行共通

South Hall, next to the entrance: Suruga Bank and Shizuoka Bank

北会館：ゆうちょ銀行

North Hall: Japan Post bank

※ いずれも、月～金 9:30～18:00

※Both are open Mon - Fri, 9:30 - 18:00

(土曜日、日曜日・祝日は利用不可。)

(Closed on Saturday, Sunday, and holidays)

<静岡キャンパス>

<Shizuoka Campus>

共通教育 A 棟 1 階北側：スルガ銀行

Kyotsu Kyoiku A Building, the north end of the 1st floor: Suruga Bank

大学会館 1 階：郵便局

静岡県内金融機関（静岡銀行、スルガ銀行、

清水銀行、静岡信用金庫、静岡信用金庫）

Daigaku Kaikan, 1st floor: Japan Post

Banks in Shizuoka Prefecture (Shizuoka Bank, Suruga Bank,

Shimizu Bank, Shizuoka Shinkin Bank, Seishin Shinkin Bank)

※ 利用時間は、それぞれ異なるので注意すること。

※Hours differ depending on the bank.

（土曜日、日曜日・祝日は利用不可。）

(Closed on Saturday, Sunday, and holidays)

○バイク、自転車から離れるときは必ず施錠をするとともに、バイクにはハンドルロックをして、ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくこと。バイク、自転車には車体番号が付されているので、車両ナンバー（ナンバープレート）とともに車体番号も必ず記録しておくこと。

Be sure to lock your motorcycle or bicycle when you leave it parked. For motorcycles, lock the handlebars, attach the helmet on the vehicle, and lock the vehicle. A vehicle ID number is issued to each motorcycle and bicycle; be sure to keep the record of the vehicle ID number along with the license plate number.

⑤ 建物・研究室の使用

Use of Buildings and Laboratories

各建物により異なるので、指導教員の指示に従うこと。

Rules differ depending on the building. Follow the instructions of the supervising faculty member.

⑥ ごみの分別収集

Waste Separation and Removal for Collection

可燃ごみの処分については、下記に従うこと。

Burnable waste must be separated and removed for collection as follows:

<浜松キャンパス>

<Hamamatsu Campus>

○収集日時：月曜日・木曜日（週2回） 12:00～12:30

Waste collection day: Monday and Thursday (twice a week) 12:00 - 12:30

○集積場所：工学部2号館南側の可燃物用ごみ集積場（金網の中）

Collection site: Burnable waste collection site (inside a wire cage) south of the Faculty of Engineering, Building. 2.

○ごみの出し方：生ゴミの袋とその他のごみの袋を別にし、透明又は半透明の袋に入れ、研究室名等を明記すること。（基本的に浜松市の「もえるごみ」の出し方に準じる。）

その他のごみは、別表「一般廃棄物の処分方法一覧」（30ページ）に従い処理すること。

How to take out waste for collection: Separate food and other waste and put them in separate translucent or semi-translucent plastic bags. The name of the laboratory must be clearly indicated on the bag. (Basically, follow Hamamatsu City's rules on waste separation and collection.)

Other types of waste must be separated and collected according to Appendix "How to Dispose of Nonindustrial Waste" on Page 30.

<静岡キャンパス>・・・部局ごとに異なる

<Shizuoka Campus>・・・Varies depending on departments

(理学部)

(Faculty of Science)

理学部学務係に問い合わせること。

Contact the Faculty of Science, Student Affairs called *Gakumu Gakari*.

(農学部)

(Faculty of Agriculture)

指導教員の指示に従うこと。

Follow the instructions of the supervising faculty member.

ごみ集積所配置図



(9) 健康診断について

Periodic Health Checkup

保健センターが実施する定期健康診断は必ず受診すること。

(期間中に受診できない場合は、勤務先等で受診した健診結果の写しを提出すること。)

Students must take the periodic health checkup conducted by the Medical Care Center.

(If a student is unable to take the checkup during the specified period, he/she must submit a copy of the health checkup result performed at another location, for example employer, etc.)

(10) 大規模地震防災について

Preparing for large scale earthquakes

日頃から地震対策に心がけて、非常時における避難経路・避難出口を確認しておくとともに、実験・実習中における対処方法について熟知しておくこと。

また、警戒宣言が発せられた場合や地震が突発的に発生した場合は、指導教員等の指示に従い、あわてずに対処できるよう普段から心がけておくこと。

Students should be aware of earthquake safety procedures and familiarize themselves with evacuation exits and routes in the event of an earthquake. Furthermore, students should be familiar with how to handle emergency situations should a disaster occur during an experiment or laboratory work.

In case a warning is issued or an earthquake occurs unexpectedly, follow the instructions of supervising faculty members. Students should keep themselves prepared at all times so that they can act calmly and sensibly in case of such emergency situations.

2 浜松キャンパスに関する事項

Matters Specific to Hamamatsu Campus

(1) 事務部（博士教務係）で取り扱う事項（教務・厚生補導に関する事務全般）について

Matters handled by the Administration Office (Educational Affairs Unit, Doctoral Course) : General administrative work regarding academic matters, welfare and guidance

① 履修手続き、試験、修了、学業成績に関すること

Class registration, examinations, course completion, grades and academic performance

② 在学証明書、修了（見込）証明書、成績証明書、単位取得証明書

(在学証明書（和文）、修了見込証明書（和文）、学割、健康に関する証明書は自動発行機を利用すること。)

Certificate of Enrollment, Certificate of (Prospective) Completion, academic transcript, Certificate of Credits Earned

(Students should use the automatic certificate machine for the Certificate of Enrollment (Japanese) , the Certificate of (Prospective) Completion (Japanese) , student discount, and/or certificates regarding health.)

③ 入学願、休学願、退学願

Requests for admission, temporary leave, permanent leave

④ 改姓、転居、本籍地変更等

Change of name, address, and/or permanent domicile, etc.

⑤ 連帯保証人変更、同居所変更等

Change of guarantor, guarantor's address, etc.

⑥ 奨学金（日本学生支援機構等）

Scholarships (JASSO, etc.)

(2) 学生支援係で取り扱う事項

Matters handled by the Student Support and Career Support Team (for financial aid)

① 入学料免除・徴収猶予、授業料免除・延納・月額分納

Waiver or payment extension of the admission fee; waiver, postponement, or monthly payment arrangement of tuition

② 通学証明書

Certificate of Commuting

※ 掲示場所は、創造科学技術大学院棟玄関前。

※Information is posted in front of the entrance of the Graduate School of Science and Technology Building.

(3) 浜松キャンパスにおける交通規制及び事故処理について

Traffic rules and Reporting of Accidents on Hamamatsu Campus

浜松キャンパスは、浜松市の市街地にあり敷地も狭いため交通安全と騒音対策が大きな問題となっている。浜松キャンパスでは静岡キャンパスと同様、交通規制を実施しているため、厳守すること。静大生の品位を疑われるような大学周辺での迷惑駐車（公園、銀行、スーパー等）は絶対にしないこと。キャンパスの内外を問わず、交通マナーと安全にはみなさんの自覚・自重が強く望まれる。以下に、キャンパスの交通規制及び万が一事故が発生した際の対応について述べる。

Because Hamamatsu Campus is located on limited premises in Hamamatsu city center, traffic safety and noise control are major issues. Similarly to Shizuoka Campus, Hamamatsu Campus regulates traffic on campus. The traffic rules and regulations must be strictly observed. It is prohibited to park vehicles illegally or in a manner that can be a nuisance or inconvenience to nearby residents (in parks, banks, supermarkets, etc.) ; such behavior will lower the dignity of all Shizuoka University students. Whether on-campus or off, each and every student should follow good traffic etiquette and operate vehicles safely at all times. The section below describes some of the on-campus traffic rules and how to handle the situation in case of a traffic accident.

① 浜松キャンパス構内交通規制

Traffic Regulations within Hamamatsu Campus

以下に交通規制の概略を述べるが、キャンパス内への自動車の乗り入れは原則的に禁止。通学には原則として公共交通機関（又は自転車）を利用し、下記の場合を除き、自動二輪車や原付バイクで通学しないこと。

The following section is an overview of the on-campus traffic regulations. Driving on-campus is prohibited in principle. Students should use public transportation or a bicycle to commute to school unless special circumstances as described below apply.

○自動車（四輪車）の乗り入れ

Commuting by car

全面禁止。ただし、身体的な理由等、特別の理由がある者については、城北地区交通対策委員会の許可を得て乗り入れることができる。

※ 許可を受けようとする者は、各キャンパスの事務部に申し出ること。

Entering campus by car is strictly prohibited. Students with special circumstances, such as physical disabilities, may be permitted to commute by car as exceptional cases by the Johoku Area Traffic Planning Committee.

※ To apply for the permit, students should contact the Administration Office of the applicable campus.

○自動二輪車及び原付バイクの乗り入れ

Commuting by motorcycle and/or moped

住所が浜松キャンパスから直線距離で1.0km以上の者で、公共交通機関の便が特に悪いなどの理由から、自動二輪車等による通学を希望する者は、各キャンパスの事務部に申し出ること。城北地区交通対策委員会で許可された場合には、ステッカーが交付されるので、自動二輪車等の前から良く見える場所に貼っておくこと。

なお、収容可能台数を超過した場合は、許可しないことがある。

If students whose residence is outside the 1.0-km radius of Hamamatsu Campus wish to commute by motorcycle due to reasons such as difficult access to public transportation, they should contact the Administration Office of the applicable campus. If the case is approved by the Johoku Area Traffic Planning Committee, a permit sticker is issued. The sticker must be adhered on the front of the motorcycle so that it is clearly visible.

If the number of applications exceeds the allowable number of motorcycles, permission may not be granted.

○自転車の乗り入れ

Commuting by bicycle

乗り入れ規制はないが、所定の場所に駐輪すること。

No permit is required. The bicycle must be parked in a designated parking area.

○その他の主な規制

Other regulations

i 歩行者の通行が最優先。

Pedestrians have first priority.

ii 自動二輪車及び原付バイクを乗り入れる際は、守衛が許可車両であることが確認できるよう、また、事故防止のために必ず正面守衛所前で一旦停止すること。

When entering the campus on a motorcycle or moped, you must stop in front of the Guard House at the main gate so that the guard is able to see the vehicle is permitted on-campus. This is also to prevent accidents.

- iii 構内では、20km 以下で走行しなくてはならない。

The speed limit on-campus is 20km per hour.

- iv 車両（自転車を含む）は、必ず学内の所定の駐車場又は駐輪場に置くこと。

All vehicles, including bicycles, must be parked in designated parking areas on-campus.

- v 構内における移動には車両（自転車を含む）を使用してはいけない。

No vehicle, including bicycles, is allowed to be used to travel on-campus.

- vi キャンパス周辺の住民等に迷惑を掛けるような駐車は絶対にしないこと。

Never park vehicles in a manner that can be a nuisance or inconvenience to the residents in the area surrounding the campus.

- vii 上記の交通規則は、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日、休業期間及び昼夜を問わず適用される。

The above regulations are enforced 24 hours a day throughout the year, including Saturday, Sunday, school holidays, and national holidays.

② 浜松キャンパスの事故処理

Reporting Accidents on Hamamatsu Campus

学内もしくはその周辺で、交通事故や盗難事故、人の生命・身体の安全を侵す事故が発生し、あなたがその当事者や発見者となった場合、又は、その現場に居合わせた場合に適切な事故処理ができるよう次に示す処置と通報を行うこと。

If you are involved or witness a traffic accident, a theft, or any other accident that may threaten the life or safety of a person on campus or its neighboring area, report the accident and follow the guidelines below so that the case is handled appropriately.

○状況により救急車を手配するなど、現場での応急措置をとること。交通事故では続発事故を避けるための注意が必要である。また、盗難事故では、状況に応じて現場の保存等の措置が重要になる。

Take an emergency measure, such as calling an ambulance, if the situation requires. In case of a traffic accident, you must pay attention to avoid any subsequent accidents. In case of a theft, it is important to handle the situation properly, such as preserving the scene of the crime.

- 下記のうち連絡が取れるところに至急連絡すること。その後、博士教務係に必ず連絡するとともに、指導教員に相談すること。

Immediately contact any of the personnel or sections listed below. Then, be sure to contact Educational Affairs Unit, Doctoral Course and consult with your supervising faculty member.

(平日・昼間)

(Weekdays, during the day)

現場近くの教職員

Faculty member closest to the site

博士教務係 Doctoral Course Educational Affairs Unit

守衛室（内線：1013、直通：053-478-1013）

Guard House (Ext. 1013, or call direct at 053-478-1013)

《負傷者がいる場合》

<<If anyone is injured>>

保健センター（内線：1012、直通：053-478-1012）

Medical Care Center, Hamamatsu (Ext. 1012, or call direct at 053-478-1012)

(休日または時間外で職員が不在の時)

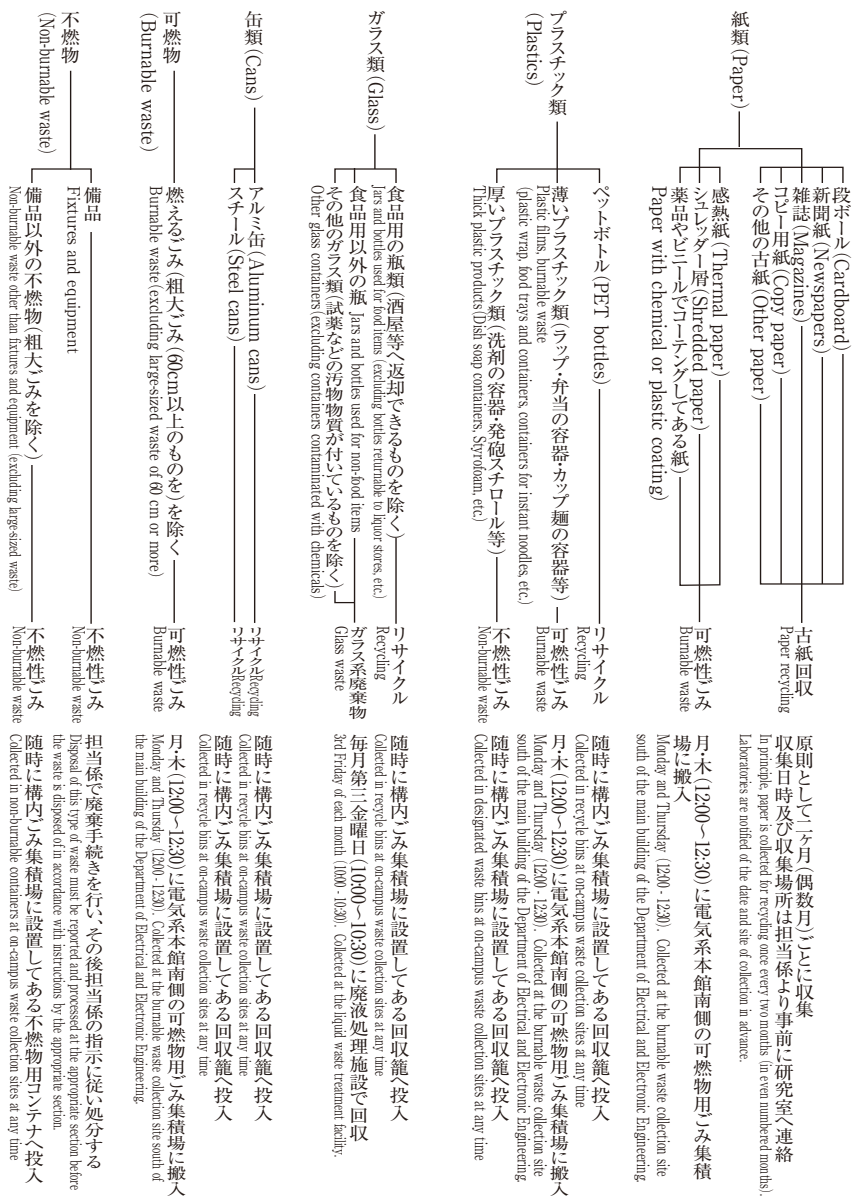
(Holidays or outside school hours when the faculty is unavailable)

守衛室（内線：1013、直通：053-478-1013）

Guard House (Ext. 1013, or call direct at 053-478-1013)

○一 廃棄物の処分方法一覧

How to Dispose of Nonindustrial Waste



3 静岡キャンパスに関する事項

Matters Specific to Shizuoka Campus

(1) 事務部分室（理学部学務係）で取り扱う事項（教務・厚生補導に関する事務全般）について

Matters handled by the Administration Branch Office (Faculty of Science, Student Affairs called Gakumu Gakari) : General administrative work regarding academic matters, welfare and guidance

① 履修手続き、試験、修了、学業成績に関すること

Class registration, examinations, completion, grades and academic performance

② 在学証明書、修了（見込）証明書、成績証明書、単位取得証明書

（在学証明書（和文）、修了見込証明書（和文）、学割、健康に関する証明書は自動発行機を利用すること。）

Certificate of Enrollment, Certificate of (Prospective) Completion, academic transcript, Certificate of Credits Earned

(Students should use the automatic certificate machine for the Certificate of Enrollment (Japanese) , Certificate of (Prospective) Completion (Japanese) , student discount, and/or certificates regarding health.)

③ 入学願、休学願、退学願

Requests for admission, temporary leave, permanent leave

④ 改姓、転居、本籍地変更等

Change of name, address, and/or permanent domicile, etc.

⑤ 連帯保証人変更、同住所変更等

Change of guarantor, guarantor's address, etc.

⑥ 奨学金（日本学生支援機構等）

Scholarships (JASSO, etc.)

※ 掲示場所は、理学部 A 棟玄関前。

※Information is posted in front of the entrance of the Faculty of Science, A Building.

(2) 学生生活課奨学係で取り扱う事項

Matters handled by the Student Support Team (for financial aid)

<共通教育 A 棟 3 階>

<Kyotsu Kyoiku A Building, 3rd floor>

① 入学料免除・徴収猶予、授業料免除・延納・月額分納

Waiver or payment extension of the admission fee; waiver, postponement, or monthly payment arrangement of tuition

② 通学証明書

Certificate of Commuting

(3) 静岡キャンパス構内交通規制

Traffic rules on Shizuoka Campus

本学大谷地区においては、静岡大学大谷地区構内交通規制要項及び同要項運用方針並びに静岡大学大谷地区交通対策委員会の定めるところにより、構内への車両の乗り入れ規制を実施している。

In Shizuoka University Ohya area, on-campus vehicles are regulated in accordance with the Traffic Regulations within Shizuoka University Ohya Area Campus and operational policy, as well as rules established by Shizuoka University Ohya Area Traffic Planning Committee.

<規制の目的>

<Purpose of the regulation>

構内における交通事故及び騒音の防止

To prevent traffic accidents and excess noise on campus

<学生にかかわる規制>

<Regulations concerning students>

① 自動車

Cars

i 自動車の構内乗り入れは、原則として禁止。

ただし、身体的理由等特別な理由がある者については、委員会の許可を得て乗り入れることができる。

許可を受けようとする者は、事務部分室（理学部学務係）に申し出ること。

Cars are prohibited on campus in principle.

Students with special circumstances, such as physical disabilities, may be permitted to enter the campus by car as exceptional cases upon receiving permission from the Traffic Planning Committee.

Students who wish to receive the permission should contact the Administration

Branch Office (Faculty of Science, Student Affairs called *Gakumu Gakari*) .

ii 臨時許可

Temporary permit

怪我等による病院への通院等のため、やむを得ず自動車で通学せざるを得ない事由が生じた場合は、事務部分室（理学部学務係）に構内への乗り入れ許可を申請し、許可されたときは、期間を限って構内へ乗り入れることができる。

In case a temporary circumstance requires a student to drive to the campus (e.g. the student must visit a doctor's office due to an injury) , the student may apply for a temporary permit to commute by car with the administration branch office (Faculty of Science, Student Affairs Section) . If the permit is approved, the student may enter the campus by car during a limited period.

iii 遵守事項

Rules to be observed

a 職員宿舎及び学生寮周辺には駐車しないこと。

Do not park vehicles near the faculty or student dormitories.

b 大学周辺の道路には駐車しないこと。

特に最近、学生による不法駐車により周辺住民に大変な迷惑をかけているので注意すること。不法駐車により通行の妨げとなる場合は、強制移動措置をとる場合もあるので特に注意すること。

Do not park vehicles on streets in neighboring areas.

Recently, illegal parking by students is increasing, causing inconvenience to the residents of the surrounding area. In case an illegally parked vehicle is obstructing traffic, it may be towed or removed.

① 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）

② Two-wheel vehicles (motorcycles and mopeds)

i 自動二輪車・原動機付自転車(許可車を除く。)の構内への乗り入れは禁止。ただし、身体的理由がある者については、委員会の許可を得て乗り入れることができる。

No motorcycles or mopeds are allowed on campus unless a proper permit is granted. Students with a physical disability who are granted a permit by the committee, however, may commute by motorcycle.

ii 二輪車で通学する者は、下記に指定された駐輪場のいずれかを利用し、それ以外の場所に駐輪してはならない。

Students who commute by motorcycle must park the vehicle in one of the designated parking areas listed below. Parking the vehicle elsewhere is prohibited.

- a 第1駐輪場（東名高速道路脇）
Bike parking area No.1 (by Tomei Expressway)
- b 第2駐輪場（通称「稲妻階段」下）
Bike parking area No.2 (at the foot of so-called "Inazuma Kaidan")
- c バイク・オートバイ専用駐輪場（保健管理センター南側）
Motorcycle-only parking area (south of the Medical Care Center)
- d 片山寮に居住する学生の二輪車の取扱いについて
寮生が学外に用事があるて構内を通り抜ける場合に限り、寮と正門の間の道路に限って通行を認めるが、それ以外の区域への乗り入れは禁止。
Use of motorcycles by students living in Katayama Dormitory
Students living in the dormitory are allowed to ride a motorcycle on the road connecting the dormitory and the main gate only if they are cutting across campus to go to an off-campus destination. Motorcycles are strictly prohibited in any other areas.

③ 自転車

Bicycles

自転車で通学する者は、下記の指定された駐輪場に駐輪すること。

Students commuting by bicycle must park in designated bike parking areas below.

- i 第1駐輪場（東名高速道路脇）
Bike parking area No.1 (by Tomei Expressway)
- ii 第2駐輪場（通称「稲妻階段」下）
Bike parking area No.2 (at the foot of so-called "Inazuma Kaidan")
- iii 自転車専用駐輪場
Bicycle-only parking area
- ④ 大学周辺に下宿する者及び片山寮に居住する者は、徒歩で通学すること。
Students who live in a boarding house near the campus or Katayama Dormitory must commute to school on foot.

(4) 学内外の交通事故について

Reporting traffic accidents

交通安全については、一層の注意を喚起したい。

交通事故が発生した場合は、下記のうち連絡が取れるところに、至急連絡すること。
Students are strongly advised to increase awareness of traffic safety.

In case of a traffic accident, immediately contact any of the personnel or sections below.

(学内) 最寄りの事務室

(In case of an accident on campus) Nearest administration office

指導教員

Supervising faculty member

守衛所（内線 :4426、直通 :054-238-4426）

Guard House at the gate (Ext. 4426 or call direct at 054-238-4426)

（学外）指導教員

(In case of an accident off campus) Supervising faculty member

事務部分室（理学部学務係）

Administration Branch Office (Faculty of Science, Student Affairs called *Gakumu Gakari*)

Ⅷ 諸規則等

1 国立大学法人静岡大学学則

(昭和 24 年 12 月 21 日制定)

(目的・使命)

第 1 条 国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前 2 項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第 3 条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第 3 条の 2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第 4 条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部及びグローバル共創科学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程

情報学部	情報科学科
	行動情報学科
	情報社会学科
理学部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球科学科
工学部	機械工学科
	電気電子工学科
	電子物質科学科
	化学バイオ工学科
	数理システム工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命科学科
グローバル共創科学部	グローバル共創科学科

(地域創造学環)

第4条の2 各学部（教育学部及びグローバル共創科学部を除く。）に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

理学部 放射科学教育研究推進センター

農学部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園

附属静岡小学校

附属浜松小学校

附属静岡中学校

附属浜松中学校

附属島田中学校

附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター

学生支援センター

全学入試センター

情報基盤センター

防災総合センター

浜松共同利用機器センター

教職センター

地域創造教育センター

サステナビリティセンター

静岡共同利用機器センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室

キャンパスミュージアム

高柳記念未来技術創造館

ハラスメント相談室

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援及び入学者選抜に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援及び入学者選抜の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、国際連携推進機構を置く。

第9条の7 本学に、産官学民共創による持続可能な社会構築に向けた分野横断的教育研究を推進するため、未来社会デザイン機構を置く。

第9条の8 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の9 本学に、全学的な視点からダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進するため、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進室を置く。

第9条の10 本学に、中期目標・中期計画の取組を支援し、大学改革の推進を図るため、未来創成本部を置く。

第9条の11 本学に、研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みを強化し、研究力の下支え及び研究の向上に資するため、研究設備統括本部を置く。

第9条の12 本学に、本学におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進するため、カーボンニュートラル推進本部を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までに関する規定は、別に定める。

(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教育学領域

情報学領域

理学領域

工学領域

農学領域

融合・グローバル領域

グローバル共創科学領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭

技術職員 事務職員 医療職員 その他

第15条 学部に学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。

3 学部附属の教育研究施設に長を置く。

4 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。）を置く。

5 学内共同教育研究施設に長を置く。

6 附属図書館に館長を置く。

7 事務局に事務局長を置く。

- 8 保健センターに所長を置く。
- 9 学術院の領域に領域長を置く。

第 15 条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

- 2 附属学校に副校長、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。
(学長の職務)

第 16 条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第 17 条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。
(監事の職務)

第 18 条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

- 2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。
(副学長、学部長等の職務)

第 19 条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 3 前項に定めるもののほか、第 15 条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。
(学科長)

第 20 条 学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。
- 3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。
(役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第 21 条 本学に役員会、学長選考・監察会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

- 2 本学に、大学運営会議を置く。
- 3 本学に、企画戦略会議を置く。
- 4 本学に、評価会議を置く。
- 5 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。
- 6 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。
- 7 学術院の領域に、領域会議を置く。

8 役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日（人文社会科学部の夜間主コースを除く。）

(4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで

(6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時的休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学

部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

- (1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。
- (2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

- 2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 学生が本学大学院に進学を志望し、教育上有益と認めるときは、別

に定めるところにより、学生が進学を志望する研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 37 条 学生が、職業を有している等の事情により、第 28 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望

する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第 37 条の 2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したのに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第 38 条 本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得した者に対し、教授会（地域創造学環にあっては地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第 30 条第 2 項の授業方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第 1 項の授業方法により 64 単位以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(学士)

第 39 条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第 40 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表 II のとおりとする。

(入学)

第 41 条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第 42 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣

が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会等の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第58条の2に規定する者
- (6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (7) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者
- (8) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(転入学)

第45条 他の大学に現に在学する者(我が国において、外国の大学の課程を有す

るものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。)で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第 46 条 退学又は除籍後 2 年以内に、再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第 55 条第 1 号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学志望手続)

第 47 条 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第 48 条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第 49 条 学生で、他の学部転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一学部の他の学科に転学科を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

3 第 1 項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(地域創造学環の履修及び履修取りやめ)

第 49 条の 2 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、学生で、地域創造学環の履修又は履修の取りやめを志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学長は、前項に規定する許可をしたときは、必要に応じて、同項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の学籍を移すものとする。

3 第1項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第28条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者
- (5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者
(賞罰)

第 56 条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第 57 条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 58 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第 59 条 停学の期間が2か月を超えるときは、その期間は在学期間に算入しない。
(授業料の納付)

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。
(授業料、入学料及び検定料)

第 61 条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。
(授業料等の免除等)

第 62 条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。
(研究生)

第 63 条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 64 条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第 42 条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1 年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

6 前項までの規定により、科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として、本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を 2 年を超えない範囲で第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間に通算することができる。

7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。（聴講生）

第 65 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生として入学することのできる者は、第 42 条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

4 聴講期間は、1 年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

（特別聴講学生）

第 66 条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

（短期交流特別学部学生）

第 66 条の 2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することができる。

第 67 条 第 63 条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第 68 条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部（地域創造学環を含む。）又は国際連携推進機構において選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第 69 条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

第 70 条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第 71 条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続により、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

2 退寮する場合も、所定の手続を取らなければならない。

第 72 条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第 1 項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第 73 条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第 74 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第 75 条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第 76 条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 24 年 6 月 1 日から実施する。

[以下～令和 6 年 3 月までの間の附則略]

附 則（令和 6 年 6 月 19 日学則第 9 号）
この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

2 静岡大学大学院規則

(昭和 39 年 4 月 27 日制定)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
- 第 2 章 授業科目、単位及び履修方法（第 9 条－第 16 条の 2）
- 第 3 章 課程修了の認定（第 17 条－第 20 条）
- 第 4 章 学位（第 21 条）
- 第 5 章 入学、転学、留学、休学及び退学（第 22 条－第 33 条）
- 第 6 章 懲戒及び除籍（第 34 条・第 35 条）
- 第 7 章 授業料、入学料及び検定料（第 36 条－第 38 条）
- 第 8 章 教員組織（第 39 条・第 39 条の 2）
- 第 9 章 運営組織（第 40 条－第 42 条）
- 第 10 章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生（第 43 条－第 47 条）
- 第 11 章 専門職学位課程（第 48 条－第 52 条）
- 第 12 章 補則（第 53 条）
- 附則

第 1 章 総則

（大学院の目的）

- 第 1 条** 静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院は、研究科、教育部、研究科等連係課程実施基本組織（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。
（自己評価等）
- 第 2 条** 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。
- 3 前 2 項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。
（研究科）

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科
教育学研究科
総合科学技術研究科
光医工学研究科
(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第3条の3 大学院に、研究科等連係課程実施基本組織（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）として山岳流域研究院を置く。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科、総合科学技術研究科及び山岳流域研究院に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻
	比較地域文化専攻

	経済専攻
教育学研究科	共同教科開発学専攻
	教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻
	理学専攻
	工学専攻
	農学専攻
光医工学研究科	光医工学共同専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻
	光・ナノ物質機能専攻
	情報科学専攻
	環境・エネルギーシステム専攻
	バイオサイエンス専攻

2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、前条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員及び募集人員)

第7条 大学院の収容定員及び募集人員は、別表Iのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科及び教育部に設ける専攻並びに研究科等連係課程実施基本組織の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講 義	3 時間
演 習	授業の内容により 1.5 時間又は 3 時間
実験、実習及び実技	授業の内容により 1 時間又は 1.5 時間

(履修方法)

第 11 条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目から、修士課程にあっては 30 単位以上、博士課程にあっては当該研究科及び教育部において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第 1 項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 11 条の 2 学生が、職業を有している等の事情により、第 8 条第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第 12 条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第 13 条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 14 条 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修し

た授業科目について修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

- 第15条** 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第16条** 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院（教職大学院を除く。）において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

- 3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院に入学する前に大学院、教職大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教職大学院に入学した後の教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(修得したものとみなすことのできる単位数の上限)

- 第16条の2** 第14条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び前条第2項の規定により、大学院（教職大学院を除く。）において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、20単位を超えないものとする。

- 2 第14条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び前条第4項の

規定により、教職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

- 第17条** 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。）の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年（修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。
(大学院における在学期間の短縮)
- 第17条の2** 大学院（修士課程に限る。以下、この項において同じ。）は、第16条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 教職大学院は、第 16 条第 3 項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位（第 23 条第 1 項第 1 号から第 10 号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を教職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

（教員免許状）

第 18 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

- 2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

（単位の認定）

第 19 条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第 20 条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第 4 章 学位

第 21 条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

- 2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第 5 章 入学、転学、留学、休学及び退学

（入学時期）

第 22 条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

（入学資格）

第 23 条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻又は研究科等連係課程実施基本組

織を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (11) 大学に 3 年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育に

おける 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 前項第 11 号から第 14 号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び 入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
- (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
- (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
- (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者（入学志願手続）

第 24 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第 25 条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 26 条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料(入学料の免除を申請中の者を除く。)を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第 26 条の 2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第 1 項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第 8 条に規定する修業年限並びに同条及び第 17 条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第 27 条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第 28 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 2 月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第 29 条 休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程においては通算 2 年を、博士課程

においては通算3年を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者

- (2) 第 29 条第 2 項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第 7 章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第 36 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第 37 条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第 38 条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第 8 章 教員組織

第 39 条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
- (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。
- 3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。
- 4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
- 5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第 1 項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

- 6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

- 2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

- 3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、 大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

- 3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第 45 条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第 23 条第 1 項各号のいずれか若しくは同条第 3 項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1 年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第 46 条 大学院の授業科目中 1 科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第 23 条第 1 項又は第 3 項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は 1 年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第 47 条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願ったときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第 11 章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第 48 条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(教育課程の編成方針)

第 49 条 専門職学位課程においては、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編

成するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第50条 専門職学位課程を置く研究科に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第6条の2に規定する教育課程連携協議会を置く。

- 2 前項の教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第51条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第12章 補則

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

[以下～令和4年6月までの間の附則略]

附 則 (令和4年11月30日規則第28号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（第7条関係）

学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15 【1】	30 【2】				
	計	36	72				
教育学研究科	共同教科開発学専攻			4 (8)	12 (24)		
	教育実践高度化専攻					45	90
	計			4 (8)	12 (24)	45	90
総合科学技術研究科	情報学専攻	85	170				
	理学専攻	70 【1】	140 【2】				
	工学専攻	322	644				
	農学専攻	87 【5】	174 【10】				
	計	564	1,128				
光医工学研究科	光医工学共同専攻			5 (8)	15 (24)		
	計			5 (8)	15 (24)		
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			10	30		
	光・ナノ物質機能専攻			9	27		
	情報科学専攻			13	39		
	環境・エネルギーシステム専攻			7	21		
	バイオサイエンス専攻			8	24		
	計			47	141		
山岳流域研究院	—	7	14				
合 計		600	1,200	56	168	45	90

備考

- 1 教育学研究科共同教科開発学専攻及び光医工学研究科光医工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む共同教科開発学専攻全体又は浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。
- 2 【 】内の数字は、人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科の入学定員及び収容定員のうち、研究科等連係課程実施基本組織である山岳流域研究院の入学定員及び収容定員を内数で表している。

別表Ⅱ（第18条関係）

募集人員表

研究科名	専攻名等		修士課程	博士課程	専門職学位課程
			募集人員	募集人員	募集人員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻		11		
	比較地域文化専攻		10		
	経済専攻		14		
	計		35		
教育学研究科	共同教科開発学専攻			4	
	教育実践高度化専攻				45
	計			4	45
総合科学技術研究科	情報学専攻	基盤情報学コース	50		
		領域情報学コース	35		
	理学専攻	数学コース	11		
		物理学コース	14		
		化学コース	18		
		生物科学コース	13		
		地球科学コース	13		
	工学専攻	機械工学コース	100		
		電気電子工学コース	64		
		電子物質科学コース	68		
		化学バイオ工学コース	64		
		数理システム工学コース	26		
	農学専攻	生物資源科学コース	43		
		応用生命科学コース	39		
	計		558		
光医工学研究科	光医工学共同専攻			5	
	計			5	
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			10	
	光・ナノ物質機能専攻			9	
	情報科学専攻			13	
	環境・エネルギーシステム専攻			7	
	バイオサイエンス専攻			8	
	計			47	
山岳流域研究院	—		7		
合 計			600	56	45

備考 本表は、施行日以降の募集人員である。

3 静岡大学学位規程

(昭和 53 年 7 月 19 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和 24 年 12 月 21 日制定）第 39 条第 2 項及び静岡大学大学院規則（昭和 39 年 4 月 27 日制定）第 21 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）及び博士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第 4 条の 2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位の授与は、大学院の後期 3 年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第 6 条 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第 7 条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長、教育部長又は研究院長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託す

るものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。(必要に応じ、最終試験及び学力の確認の双方を行うものとする。以下この条及び第15条において同じ。)ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻(以下「共同教科開発学専攻」という。)にあつては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻(以下「光医工学共同専攻」という。)にあつては、第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。

6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあっては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授会構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。（必要に応じ、最終試験の成績

及び学力の確認の結果の双方を報告するものとする。)

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第 23 条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 53 年 7 月 19 日から施行する。
- 2 〈略〉
- 3 〈略〉

[昭和 56 年から令和 3 年 4 月までの間の附則略]

附 則 (令和 3 年 11 月 20 日)

- 1 この規則は、令和 3 年 11 月 20 日から施行する。

別表（第2条関係）

学位	学部・学科、研究科・研究院・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学士	人文社会科学部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
	教育学部		教育学
	情報学部	情報科学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
	理学部	数学科	理学
		物理学科、化学科、生物科学科及び地球科学科	理学又は学術
	工学部	機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
		電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
	農学部	生物資源科学科	農学又は学術
		応用生命科学科	農学
修士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
		農学専攻	農学
教職修士（専門職）	山岳流域研究院		流域学
	教育学研究科		
博士	教育学研究科		教育学
	光医工学研究科		光医工学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学

備考 人文社会学部、情報学部、理学部、工学部及び農学部における学士の学位の付記する専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別記様式

1 学位記

〔(1)～(5)、(7)は略〕

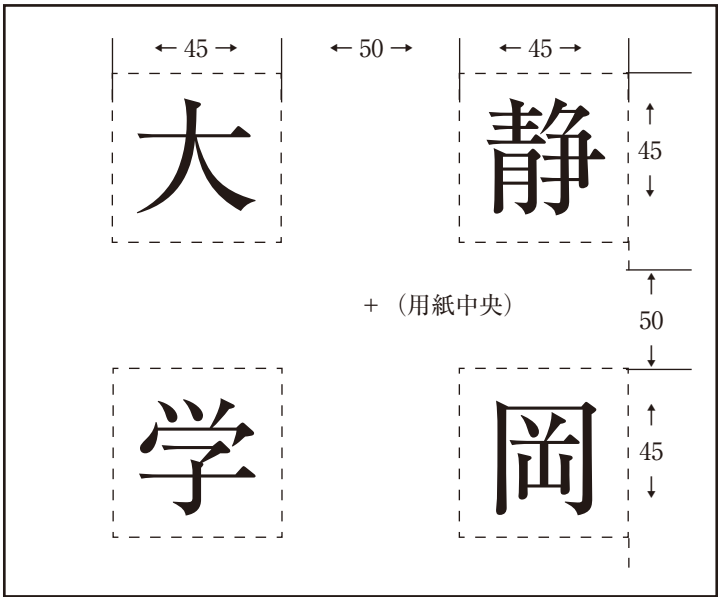
(6) 第5条第1項の規定により授与する学位記の様式（自然科学系教育部）

学 章	○博甲第 号 学 位 記 氏 年 月 名 日生 本学大学院自然科学系教育部○○専攻の博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した ので博士（○○）の学位を授与する 年 月 日 静岡大学長 氏 名 印
---	--

(8) 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式（自然科学系教育部）

学 章	○博乙第 号 学 位 記 氏 年 月 名 日生 本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したの で博士（○○）の学位を授与する 年 月 日 静岡大学長 氏 名 印
---	---

備考 用紙は、日本産業規格の A 4 の縦とし、「静岡大学」の透かし文字を入れたものとする。(透かし文字の大きさ及び配置 (単位 mm))



2 学位授与申請関係書類

(1) 第8条第1項の規定による学位申請書の様式

静岡大学長 殿		年 月 日
氏名		(印)
学 位 申 請 書		
貴学学位規程第8条第1項の規定により博士（ ）の学位を受けたいので、学位論文に下記の関係書類を添えて申請します。		
記		
1 参考論文		
2 履歴書		
3 論文目録		
4 論文要旨		

(2) 第8条第1項の規定による履歴書の様式

ふ り が な 氏 名 生 年 月 日		男 女
現 住 所		
学 歴		
研究歴		
職 歴		

備考 履歴事項は、高等学校卒業以後の履歴について、年次を追って記入すること。

(3) 第 8 条第 1 項の規定による論文目録の様式

氏 名	
博士論文 題 名	公表の方法 公表年月日
参考論文 題 名	公表の方法 公表年月日

備考 1 論文題名が外国語の場合は、和訳を付すること。

2 論文が未公表の場合は、原稿枚数、公表予定の方法及び時期を記入すること。

4 静岡大学創造科学技術大学院規則

(平成 18 年 3 月 15 日制定)

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 創造科学技術大学院 (第 2 条 - 第 4 条)

第 3 章 自然科学系教育部 (第 5 条 - 第 17 条)

第 4 章 創造科学技術研究部 (第 18 条 - 第 22 条)

第 5 章 補則 (第 23 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、静岡大学創造科学技術大学院（以下「創造科学技術大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 創造科学技術大学院

(目的)

第 2 条 創造科学技術大学院は、静岡大学大学院自然科学系教育部（以下「教育部」という。）及び静岡大学大学院創造科学技術研究部（以下「研究部」という。）で構成し、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成し、世界をリードする研究を実践することを目的とする。

(大学院長)

第 3 条 創造科学技術大学院に、大学院長を置く。

2 大学院長は、創造科学技術大学院を代表し、その業務を統括する。

3 大学院長の選考については、別に定める。

(教授会)

第 4 条 創造科学技術大学院に、創造科学技術大学院の管理運営に関する事項を審議するため、創造科学技術大学院教授会を置く。

2 教育部に教育部の管理運営に関する事項を審議するため、教育部教授会を置く。

3 研究部に研究部の管理運営に関する事項を審議するため、研究部教授会を置く。

4 前 3 項に関し、必要な事項は、別に定める。

第 3 章 自然科学系教育部

(専攻)

第5条 教育部に次の専攻を置く。

ナノビジョン工学専攻

光・ナノ物質機能専攻

情報科学専攻

環境・エネルギーシステム専攻

バイオサイエンス専攻

2 前項の専攻を担当する教員は、研究部を主担当又は副担当とする研究指導又は授業担当の資格を有する教授、准教授、講師及び助教のうちから、研究部教授会が選考する。

(教育部長及び教育副部長)

第6条 教育部に教育部長及び教育副部長を置く。

2 教育部長は、大学院長をもって充てる。

3 教育副部長の選考等については、教育部教授会が別に定める。

(専攻長及び副専攻長)

第7条 専攻に専攻長及び副専攻長を置く。

2 専攻長及び副専攻長の選考等については、教育部教授会が別に定める。

(教育方法及び指導教員)

第8条 教育部における教育は、授業及び博士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 研究指導その他の指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

3 指導教員は、専攻を担当する教授、准教授、講師及び助教のうちから、教育部教授会が定める。

4 指導教員は、主指導教員1人、副指導教員2人とし、副指導教員のうち1人は、学生が所属する専攻以外の専攻を担当する教員とする。

(授業科目及び単位)

第9条 教育部における授業科目及び単位数は、別表Iのとおりとする。

(履修方法)

第10条 学生は、別表IIに定めるところにより、修了に必要な授業科目11単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに教育部長に届け出なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修)

第11条 学生は、主指導教員が必要と認めるときは、教育部長の許可を得て、他

の大学院の博士課程（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、4単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

（他の大学院又は研究所等における研究指導）

第12条 学生は、主指導教員が必要と認めるときは、教育部長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。

- 2 前項の規定により研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

（入学前の既修得単位の認定等）

第13条 学生が教育部に入学する前に、大学院（博士課程）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教育部に入学した後の教育部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は4単位を超えないものとする。

- 3 第11条第2項及び前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、合計4単位を超えないものとする。

（単位修得の認定等）

第14条 教育部における授業科目の単位修得の認定は、授業科目担当教員が行う。

- 2 他の大学院及び入学前の既修得単位を教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教育部教授会が行う。

（博士論文提出資格）

第15条 教育部において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、博士論文を提出することができる。

（課程修了の認定）

第16条 課程修了の認定は、教育部に3年以上在学し、11単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優秀な業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位）

第17条 課程を修了した者に対する博士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

第4章 創造科学技術研究部 （研究院及び研究部門）

第 18 条 研究部に、次の研究院及び研究部門を置く。

浜松研究院（浜松キャンパス） ナノビジョンサイエンス部門 オプトロニクスサイエンス部門 インフォマティクス部門 ナノマテリアル部門 エネルギーシステム部門	ベーシック部門
静岡研究院（静岡キャンパス） 統合バイオサイエンス部門 環境サイエンス部門	

2 研究部門を担当する教員は、研究部教授会が選考する。

（研究分野）

第 19 条 ベーシック部門に、次の研究分野を置く。

創造科学技術分野

先進科学技術分野

2 前項の研究分野に関し、必要な事項は、研究部教授会が別に定める。

（研究部長）

第 20 条 研究部に研究部長を置く。

2 前項の研究部長の選考等については、創造科学技術大学院教授会が別に定める。

（研究院長）

第 21 条 研究院に研究院長を置く。

2 前項の研究院長の選考等については、研究部教授会が別に定める。

（部門長）

第 22 条 研究部門に部門長を置く。

2 前項の部門長の選考等については、研究部教授会が別に定める。

第 5 章 補則

（補則）

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、創造科学技術大学院教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

〔以下～令和 2 年附則まで略〕

附 則（令和 6 年 2 月 2 日規則第 45 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日において現に静岡大学創造科学技術大学院自然科学系教育部に在籍する者については、改正後の静岡大学創造科学技術大学院規則別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 I （第 9 条関係）

Appendix I (in relation to Article 9)

ナノビジョン工学専攻

Nanovision Technology

授 業 科 目 名 Name of classes	単 位 数 No. of Credits		備 考 Remarks
	必 修 Required	選 択 Electives	
(専門科目) (Specialized subjects)			2 単位以上選択必修 2 credits or more are required from electives
イメージングシステム Imaging System		2	
イメージングデバイス Imaging Devices		2	
ナノフォトニクス Nano-photonics		2	
ナノエレクトロニクス Nano-electronics		2	
画像情報科学 Imaging and Informatics Science		2	
(特別講義・演習・特別研究) (Special Lectures, Exercises, Special Research)			※ 共通科目と合わせ、4 単位以上選択必修 4 or more credits must be selected together with common courses.
ナノビジョン工学特別講義第一 Special Lecture for Nano-vision Engineering 1		1※	
ナノビジョン工学特別講義第二 Special Lecture for Nano-vision Engineering 2		1※	
ナノビジョン工学演習 Exercise for Nano-vision Engineering	2		
ナノビジョン工学特別研究 Special Research for Nano-vision Engineering	3		

光・ナノ物質機能専攻

Optoelectronics and Nanostructure Science

授 業 科 目 名 Name of classes	単 位 数 No. of Credits		備 考 Remarks
	必 修 Required	選 択 Electives	
(専門科目) (Specialized subjects)			2 単位以上選択必修 2 credits or more are required from electives
物質創製分子科学 Molecular Science for New Materials		2	
光量子分子科学 Photo Quantum and Molecular Science		2	
波動エレクトロニクス Wave Electronics		2	
ナノマテリアル Nano-Materials		2	
(特別講義・演習・特別研究) (Special Lectures, Exercises, Special Research)			※ 共通科目と合わせ、4 単位以上選択必修 4 or more credits must be selected together with common courses.
光・ナノ物質機能特別講義第一 Special Lecture for Optonics and Nanostructure Materials 1		1※	
光・ナノ物質機能特別講義第二 Special Lecture for Optonics and Nanostructure Materials 2		1※	
光・ナノ物質機能演習 Exercise for Optonics and Nanostructure Materials	2		
光・ナノ物質機能特別研究 Special Research for Optonics and Nanostructure Materials	3		

情報科学専攻

Information Science and Technology

授 業 科 目 名 Name of classes	単 位 数 No. of Credits		備 考 Remarks
	必 修 Required	選 択 Electives	
(専門科目) (Specialized subjects)			2 単位以上選択必修 2 credits or more are required from electives
情報通信システム論 Information and Communication Systems		2	
コンピュータネットワーク論 Computer Networks		2	
知的メディア処理論 Intelligent Media Processing		2	
ヒューマンインタフェース論 Human Interface		2	
情報数理科学 Mathematical Science for Informatics		2	
技術討論演習 Technological Debate, Workshop		1	
キャリアデザイン論 Career Design		2	
画像情報科学 Imaging and Informatics Science		2	
STEM 教育改革論 Theory and Practices for Innovation in STEM Learning		1	
生体計測・情報システム Biological Measurement and Information System		2	
(特別講義・演習・特別研究) (Special Lectures, Exercises, Special Research)			※ 共通科目と合わせ、4 単位以上選択必修 4 or more credits must be selected together with common courses.
情報科学特別講義 Special Lecture for Information and Technology		1※	
情報科学演習 Exercise for Information Science and Technology Computer Science	2		
情報科学特別研究 Special Research for Information Science and Technology	3		

環境・エネルギーシステム専攻
Environment and Energy Systems

授 業 科 目 名 Name of classes	単 位 数 No. of Credits		備 考 Remarks
	必 修 Required	選 択 Electives	
(専門科目) (Specialized subjects)			2 単位以上選択必修 2 credits or more are required from electives
環境適合プロセス論 Environmental Process Engineering		2	
生産システム論 Manufacturing Systems		2	
地球内部環境論 Earth Interior Dynamics		2	
生物多様性環境論 Biological Diversity		2	
地球環境システム工学 Global Environmental Systems Engineering		2	
熱流体エネルギー工学特論 Advanced course on thermal fluid mechanics in energy engineering		2	
(特別講義・演習・特別研究) (Special Lectures, Exercises, Special Research)			※ 共通科目と合わせ、4 単位以上選択必修 4 or more credits must be selected together with common courses.
環境・エネルギーシステム特別講義 Special Lecture for Environment and Energy Systems		1※	
環境・エネルギーシステム演習 Exercise for Environment and Energy Systems	2		
環境・エネルギーシステム特別研究 Special Research for Environment and Energy Systems	3		

バイオサイエンス専攻

Bioscience

授 業 科 目 名 Name of classes	単 位 数 No. of Credits		備 考 Remarks
	必 修 Required	選 択 Electives	
(専門科目) (Specialized subjects)			2 単位以上選択必修 2 credits or more are required from electives
ケミカルバイオロジー Chemical Biology		2	
生命・生物工学 Environmental Bioscience		2	
環境生物科学 Biotechnology and Bioengineering		2	
分子生命科学 Molecular Life Science		2	
(特別講義・演習・特別研究) (Special Lectures, Exercises, Special Research)			※ 共通科目と合わせ、4 単位以上選択必修 4 or more credits must be selected together with common courses.
バイオサイエンス特別講義 Special Lecture for Bioscience		1※	
バイオサイエンス演習 Exercise for Bioscience	2		
バイオサイエンス特別研究 Special Research for Bioscience	3		

共通科目（短期集中型講義）

Common subjects (short-term intensive seminars)

授 業 科 目 名 Name of classes	単 位 数 No. of Credits		備 考 Remarks
	必 修 Required	選 択 Electives	
(総論) (General topics)			共通科目は各専攻の特別講義と合わせて、4単位以上選択必修 At least 4 credits must be selected together with special lectures in each major.
光子・電子のナノサイエンスと工学応用 Nanoscience of Photons and Electrons, and its Application		2	
物質と光の科学と工学応用 Advanced Science and Engineering on Material and Photon		2	
インフォマティクス論 Informatics		2	
エネルギー環境論 Energy and Environment		2	
生命・環境・科学論 Life, Environment and Science		2	
(新領域) (New fields)			
情報科学・ナノサイエンス Information Science and Nanoscience		2	
バイオ・マテリアル Bio-Materials		2	
かたちの数理科学 Mathematical Sciences on Form		2	
地球生命環境論 Biogeosphere Sciences		1	
海洋生態系論 Marine Biology		1	
リモートセンシング論 Remote Sensing		1	

(基盤の共通科目) (Basic common subjects)		
知的財産論 Intellectual Property Law		1
自然環境論 An essay on Natural environment		1
生命倫理 Bioethics		1
環境倫理 Environmental Ethics		1
科学技術文書表現法 Advanced Lecture on Writing a Scientific Paper		1
研究インターンシップ Research Internship		1
◎実用科学技術英会話 I ◎ Practical use technology English Conversation I		1
◎実用科学技術英会話 II ◎ Practical use technology English Conversation II		1

◎は通常授業として実施する。

Subjects indicated with “◎” are offered as regular classes.

別表Ⅱ 修了に必要な履修科目単位数（第10条関係）

Appendix II Number of Credits Required for Completion (concerning Article 10)

授業科目の履修区分 Subject classification				合 計 Total
必修科目 Requirement		選択必修科目 Electives		
演 習 Exercise	2 単位 2 credits	専門科目 Specialized subjects	2 単位以上 2 credits or more	11 単位以上 11 credits or more
特別研究 Special Research	3 単位 3 credits	共通科目 Common subjects	4 単位以上 4 credits or more	
		特別講義 Special Lectures		

5 静岡大学環境マイスターの称号授与に関する規則

Rules for Awarding the Title of Shizuoka University Environmental Leader (ELSU)

(平成 28 年 1 月 13 日制定)

(Enacted on January 13, 2016)

(令和 6 年 2 月 2 日改正)

(Amended on February 2, 2024)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学大学院自然科学系教育部（以下「自然科学系教育部」という。）において、自然環境に対する科学的な知識を修得し、環境に関する高度な知識及びスキルを備えた者に対して、静岡大学環境マイスターの称号を授与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(Purpose)

Article 1 These rules shall establish necessary matters concerning the awarding of the title of Shizuoka University Environmental Leader to those who have acquired scientific knowledge concerning the natural environment and possess advanced knowledge and skills concerning the environment at the Shizuoka University Graduate School of Science and Technology, Educational Division (Doctoral Course) (hereinafter referred to as the "the Science and Technology Educational Division").

(称号授与の要件)

第 2 条 静岡大学環境マイスターの称号を受けようとする者は、自然科学系教育部の修了要件を満たしていることに加えて、授業科目以外に課する要件及び自然科学系教育部において開講する授業科目に課する要件を自然科学系教育部在籍中に全て満たさなければならない。

(Requirements for Awarding the Title)

Article 2 In addition to fulfilling the requirements necessary to complete the Doctoral Course in the Science and Technology Educational Division, those who wish to receive the title of Shizuoka University Environmental Leader must also fulfill all the requirements that are separate from coursework as well as the course requirements in the Science and Technology Educational Division, while enrolled in the Science and Technology Educational Division.

2 授業科目以外に課する要件は、次の各号のとおりとする。

(1) フィールド調査・実習または環境問題の解決を目指した実験（エクスカージョン・見学、飼育・栽培・培養実験、解析、装置の設計と試作等を含む。以下同じ。）を 45 時間以上実施すること。ただし、これらの調査・実習・実験のための準備及びまともに要した時間も、

調査・実習・実験の時間全体の100分の50を超えない範囲で、調査・実習・実験を実施した時間としてみなすことができる。

(2) 国際会議等での英語による発表を1回以上実施すること。

2 Requirements that are separate from coursework shall consist of the following.

(1) To have conducted field research and practical training or experiments aimed at solving environmental problems (including excursions, field trips, breeding, cultivation and culture experiments, analysis, design and prototyping of equipment, etc. The same shall apply hereinafter) of 45 hours or more. However, the time spent on preparation and compilation for field research, practical training and experiment may be regarded as time spent conducting the field research, practical training and experiment, provided that it does not exceed 50 out of 100 of the total time spent on field research, practical training and experiment.

(2) To have made at least one presentation in English at an international conference etc.

3 授業科目に課する要件は、別表の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

3 Course requirements shall consist of taking the classes listed in the attached table and acquiring the predetermined number of credits.

(称号授与の手続等)

第3条 静岡大学環境マイスターの称号を受けようとする者は、前条に規定する要件を満たすことを証明する書類を静岡大学創造科学技術大学院長（以下「大学院長」という。）に提出する。

(Procedures etc. for Awarding the Title)

Article 3 Those who wish to receive the title of Shizuoka University Environmental Leader shall submit to the Dean of the Shizuoka University Graduate School of Science and Technology (hereinafter referred to as the "Dean of the Graduate School") documents attesting to the fact that he or she meets the requirements stipulated in the preceding Article.

2 大学院長は、前項に規定する提出があったときは、静岡大学創造科学技術大学院教授会（以下「教授会」という。）にその審査を付議する。

2 The Dean of the Graduate School, upon receiving a submission as prescribed in the preceding paragraph, shall submit it to the Faculty Committee of the Shizuoka University Graduate School of Science and Technology (hereinafter referred to as the "Faculty Committee") for review.

3 教授会は、静岡大学環境マイスターの称号を受けようとする者から提出された書類に基づき審査を行う。

3 The Faculty Committee shall conduct a review based on the documents

submitted by the person wishing to receive the title of Shizuoka University Environmental Leader.

4 大学院長は、審査結果を学長に報告する。

4 The Dean of the Graduate School shall report the results of the review to the President.

5 学長は、審査結果を踏まえ、授与すべきものと認めた場合は、その結果を、大学院長を経由して速やかに静岡大学環境マイスターの称号を受けようとする者に通知するものとする。

5 If the President acknowledges that the title should be awarded based on the results of the review, he or she shall promptly notify the person who wishes to receive the title of Shizuoka University Environmental Leader via the Dean of the Graduate School of the results.

(称号の授与)

第4条 学長は、静岡大学環境マイスターの称号授与を承認した場合は、認定証（別紙様式）により、「静岡大学環境マイスター」の称号を授与するものとする。

(Awarding of the Title)

Article 4 If the President has approved the awarding of the title of Shizuoka University Environmental Leader, he or she shall award the title of Shizuoka University Environmental Leader by means of a certificate (attached form).

(本学の法的責任)

第5条 静岡大学環境マイスターの称号は、静岡大学に法的責任を生じさせるものではない。

(Legal Responsibility of the University)

Article 5 The title of Shizuoka University Environmental Leader does not impose any legal responsibilities upon Shizuoka University.

(事務)

第6条 静岡大学環境マイスターの称号の授与に関する事務は、浜松キャンパス事務部浜松教務課において処理する。

(Administrative Work)

Article 6 Administrative work related to the awarding of the title of Shizuoka University Environmental Leader shall be handled by the Educational Affairs Section, Hamamatsu Campus Administrative office.

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、静岡大学環境マイスターの称号の授与に関し必要な事項は別に定める。

(Supplementary Provisions)

Article 7 In addition to matters prescribed in these rules, matters necessary for

the awarding of the title of Shizuoka University Environmental Leader shall be determined separately.

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 17 日から施行する。

Addendum

These rules shall come into force as of February 17, 2016.

附 則（平成 29 年 3 月 14 日規則第 97 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日において現に静岡大学創造科学技術大学院自然科学系教育部に在籍する者については、改正後の静岡大学環境マイスターの称号授与に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

Addendum (Regulation No. 97, March 14, 2017)

- 1 These rules shall come into force as of April 1, 2017.
- 2 With regard to those who are currently enrolled in the Doctoral Course in the Graduate School of Science and Technology Educational Division at Shizuoka University as of March 31, 2017, the previous rules shall continue to apply, notwithstanding the revised rules and regulations given in the attached table regarding the awarding of the title of Shizuoka University Environmental Leader.

〔以下～令和 5 年附則まで略〕

Omitted until addendum 2023

附 則（令和 6 年 2 月 2 日規則第 45 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日において現に静岡大学創造科学技術大学院自然科学系教育部に在籍する者については、改正後の静岡大学環境マイスターの称号授与に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

Addendum (Regulation No.45, February 2, 2024)

- 1 These rules shall come into force as of April 1, 2024.
- 2 With regard to those who are currently enrolled in the Doctoral Course in the Graduate School of Science and Technology Educational Division at Shizuoka University as of March 31, 2024, the previous rules shall continue to apply, notwithstanding the revised rules and regulations given in the attached table regarding the awarding of the title of Shizuoka University Environmental Leader.

別表（第2条関係）

Program requirements:

区分	授業科目名 Courses	単位数 Credits	備 考 Notes
Specialized Subjects 専門科目	環境適合プロセス論 Environmental Process Engineering	2	次の要件を満たすこと。 Courses must be taken as follows: (1) 博士課程の修了要件を満たすために取得する授業科目に、「授業科目名」欄に掲げる授業科目3単位以上取得すること。 (2) 博士課程の修了要件を満たすために取得した授業科目以外に、さらに、「授業科目名」欄に掲げる授業科目3単位以上を取得すること。ただし、環境倫理又は生命倫理のうち1科目を取得していること。 (1) 3 credits from left table as a part of Ph.D. requirements. (2) Additional 3 credits from the left table apart from Ph.D. requirements. (3) Either of Environmental Ethics or Bioethics is required.
	生産システム論 Manufacturing Systems	2	
	生物多様性環境論 Biological Diversity	2	
	地球環境システム工学 Global Environmental Systems Engineering	2	
	生命・生物学 Environmental Bioscience	2	
	環境生物科学 Biotechnology and Bioengineering	2	
Common Subjects 共通科目	地球生命環境論 Biogeosphere Sciences	1	
	海洋生態系論 Marine Biology	1	
	リモートセンシング論 Remote Sensing	1	
	自然環境論 An Essay on Natural Environment	1	
	エネルギー環境論 Energy and Environment	2	
	生命・環境・科学論 Life, Environment and Science	2	
	環境倫理 Environmental Ethics	1	
	生命倫理 Bioethics	1	
	実用科学技術英会話 I Practical Use Technology English Conversation I	1	
	実用科学技術英会話 II Practical Use Technology English Conversation II	1	

6 関 係 法 令

教育基本法（抄）

第1条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の方針）教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

学校教育法（抄）

（大学院の目的）

第65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院設置基準（抄）

（大学院の課程）

第2条 大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 大学院には、修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）

第2条の2 大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

（博士課程）

第4条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、第2条の2の博士課程については、その標準修業年限は、5年を超えるものとすることができる。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、第2条の2の博士課程において前期及び後期の課程に区分するときは、前期の課程については2年を、後期の課程については3年を超えるものとすることができる。

- 4 前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程においては、その前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により2年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、同項に規定する後期3年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、第2条の2の博士課程については、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることができる。
(授業及び研究指導)

第11条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。
(授業科目)

第12条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。
(研究指導)

第13条 研究指導は、第9条の規定により置かれる教員が行うものとする。

- 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(博士課程の修了要件)

第17条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省

令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする

7 静岡大学天城フィールド・セミナー・ハウス利用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、静岡大学天城フィールドセミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 セミナーハウスは、主として野外における実習、研究を目的とし、次に掲げる者の利用に供する。

(1) 静岡大学（以下「本学」という。）教職員による研究及び研修等

(2) 本学学生の野外実習及び研究並びに研修等

(3) 理学部長が適当と認めた者による研究及び研修等

(管理運営)

第3条 セミナーハウスは、理学部長が管理、運営する。

(利用の申込み及び許可)

第4条 セミナーハウスを利用しようとする者は、利用開始予定日の2か月前から10日前までに、理学部総務係に申込み、理学部長の許可を受けるものとする。

2 理学部長は、セミナーハウスの利用を許可したときは、利用希望者に別に定める利用許可書を交付する。

3 セミナーハウスの一日の利用者数は、20人までとする。

(使用料)

第5条 本学以外の者が利用を許可されたときは、別に定める使用料を利用開始日の前日（該当日が土曜日・日曜日又は休日等であるときは、その前日）までに、財務施設部財務課出納係へ納めなければならない。

(光熱水料等)

第6条 施設利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、前条に規定する使用料のほか、別に定める光熱水料等を納付しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 許可期限を厳守すること。
 - (3) 設備、備品等を無断で移動しないこと。
 - (4) 利用後は、清掃、消灯、火気の点検及び戸締りを行うこと。
 - (5) その他別に定める利用心得を遵守し、理学部総務係の指示に従うこと。
- (許可の取消し)

第8条 理学部長は、利用者が次の各号の一に該当したときは、許可を取消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
 - (2) 利用心得に違反したとき。
 - (3) 使用願に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は過失によって施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 セミナーハウスに関する事務は、理学部総務係において処理する。

(補足)

第11条 この規定に定めるもののほか、セミナー・ハウスの利用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

8 静岡大学佐鳴会館利用規程

(平成2年11月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学佐鳴会館(以下「会館」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会館は、宿泊、福利厚生及び課外活動等の施設として、利用することを目的とする。

(利用者の範囲)

第3条 会館を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の非常勤講師
- (2) 本学に業務のため来学した者
- (3) 本学の教職員等
- (4) 本学の学生（宿泊を除く。）
- (5) 本学の卒業生
- (6) その他工学部長が適当と認めた者

(休館日)

第4条 会館の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 工学部長は、前項に定めるもののほか、臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間等)

第5条 開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、工学部長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、和室を宿泊以外の目的で利用する場合は、午後8時までとする。

3 宿泊の場合は、午後10時を門限とする。

4 宿泊の場合の利用期間は、原則として、引き続き6日を越えないものとする。

(利用手続)

第6条 会館の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、別に定める利用願を利用予定日の3日前までに工学部長に提出し、許可を得なければならない。ただし、利用希望者があらかじめ提出できないときは、本学の教職員等が代理することができる。

2 工学部長は、前項の利用を許可したときは、別に定める利用許可書を利用希望者に交付する。

(使用料)

第7条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、別に定める使用料を納付しなければならない。

2 本学の教職員が業務又は福利厚生のために宿泊以外の目的で利用する場合、学生が課外活動のために宿泊以外の目的で利用する場合及び工学部長が必要と認めた場合は、無料とする。

3 納付した使用料は、返還しない。

(光熱水料等の負担)

第8条 利用者は、前条に規定する使用料のほか、別に定める光熱水料等を納付しなければならない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、別に定める会館利用心得を守らなければならない。

(利用の変更)

第10条 利用者は、第6条第2項の許可内容を変更しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 工学部長は、利用者に許可の条件に反する行為があると認めたときは、利用の許可を取消し、又は利用を中止させることがある。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により、会館の施設及び設備を滅失し、又はき損した場合は、損害賠償をしなければならない。

(会館の事務)

第13条 会館の事務は、浜松キャンパス事務部浜松総務課において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

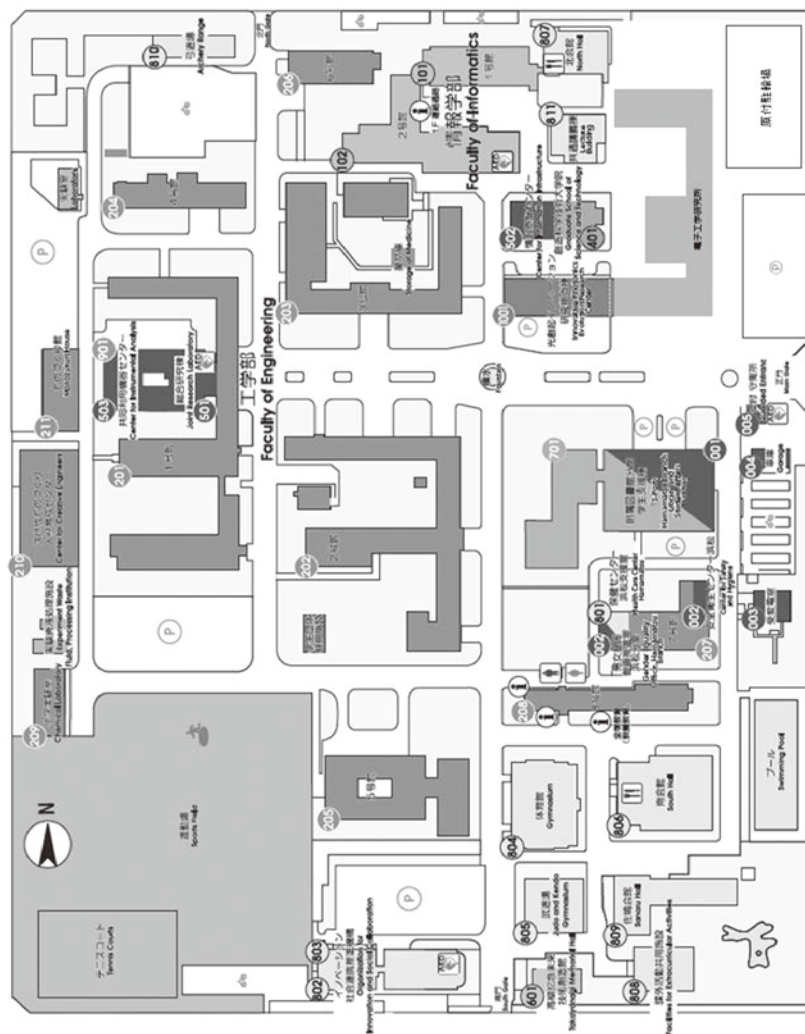
- 1 この規程は、平成2年11月1日から施行する。
- 2 静岡大学厚生施設職員使用細則（昭和40年5月10日制定）は、廃止する。

〔平成7年4月25日～平成22年9月1日の附則略〕

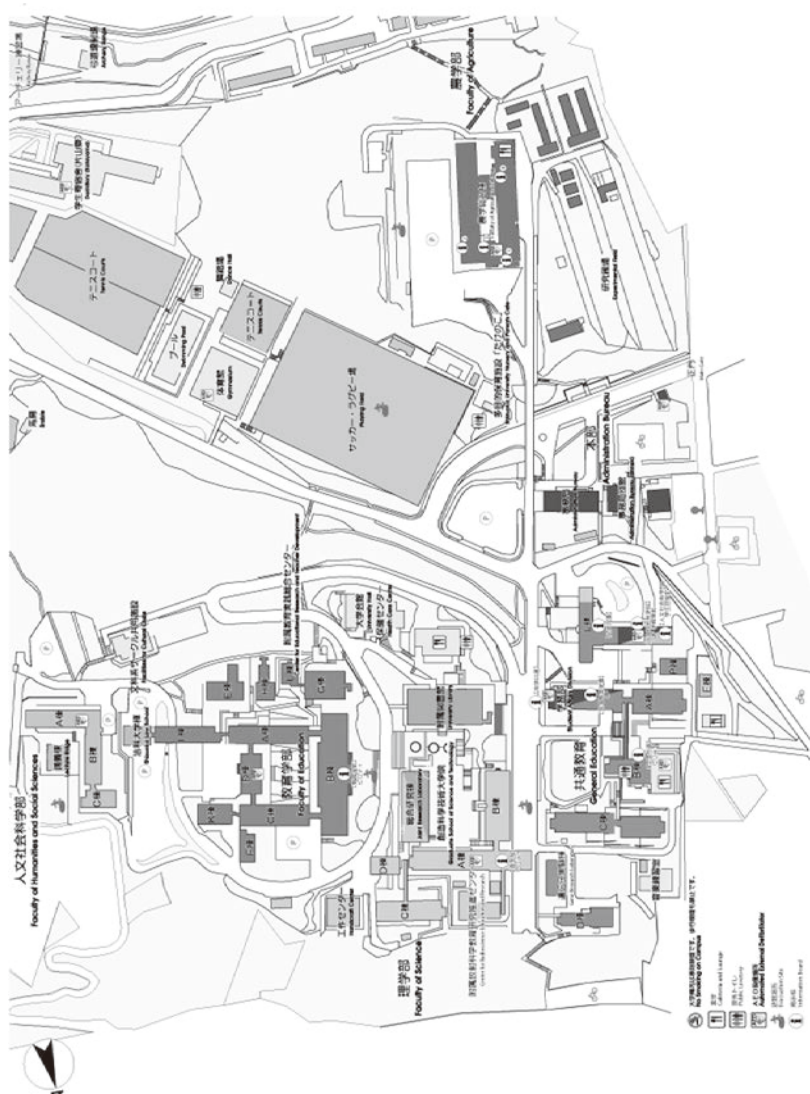
附 則（平成29年3月14日規則第94号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

【浜松キャンパス】建物配置図



【静岡キャンパス】建物配置図



静岡大学

大学院自然科学系教育部

浜松キャンパス：〒432-8011 浜松市中央区城北 3-5-1 静岡大学浜松総務課博士教務係（事務部）

静岡キャンパス：〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学理学部学務係（事務部分室）

TEL 054-238-4717 FAX 054-237-9895